

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

11 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン
12 (ニホンジカ編・平成 27 年度) (案)

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

環境省

目次

1	1	本ガイドラインの位置づけ	1
2	(1)	近年までの状況.....	2
3	(2)	特定計画制度以降の状況	2
4	(3)	法律改正と抜本的な鳥獣捕獲強化対策の必要性.....	3
5	(4)	本ガイドラインの位置づけ.....	4
6	1)	2016（平成 28）～2018（30）年度までの取り組みの重要性	4
7	2)	一層の捕獲推進の必要性	6
8	3)	本ガイドラインのコンセプト	7
9	2	本編	8
10	(1)	PDCA 順応的管理の必要性	9
11	1)	順応的管理が何故必要か	9
12	2)	順応的管理の実際のステップ（PDCA の流れ）	9
13	3)	生息数を減少させられなかった理由（PDCA のどこに問題があったか）	10
14	4)	科学的検証の実行の必要性.....	12
15	①	トレンドとしての生息密度（生息数）指標の評価	12
16	②	複数の指標を用いた検討による生息密度（生息数）指標の評価.....	13
17	③	生息数推定の際の統計学的手法の活用	13
18	5)	平成 25 年度補正予算事業による生息数推定の事業内容と成果の取り扱い	14
19	①	「10 年後に生息数を半減」の意義.....	14
20	②	施策の実施に向けた具体化.....	15
21	(2)	Plan ゾーニング	16
22	1)	管理ユニット毎の目標設定.....	16
23	2)	管理ユニット内のゾーニング	16
24	(3)	Plan 捕獲目標の設定	16
25	(4)	Do 捕獲体制の整備	17
26	1)	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて	17
27	2)	特定計画（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等）と被害防止計画との具体的整合 のあり方	18
28	①	捕獲数	18
29	②	捕獲の担い手	18
30	3)	現在どのような課題があるか、状況を把握しておく必要性（止めさし、搬出・埋 設、費用・報酬、等）	19
31	4)	誤認捕獲への対処	19
32	①	わな捕獲における誤認捕獲の危険性	19

1	② 錯誤捕獲の予防と起きてしまった場合の対応	19
2	5) 今後捕獲が進んでいった場合の留意点	20
3	① 捕獲効率の低下	20
4	(5) Check 状況把握（モニタリング）	20
5	1) モニタリングの必要性	20
6	① 生息状況	20
7	② 被害状況（農業被害・林業被害・生態系への影響等の濃淡）	24
8	③ 効率的な捕獲に向けた捕獲状況に関する情報収集	24
9	(6) Check モニタリング結果の評価	25
10	1) 複数の指標を用いた検討の必要性	25
11	(7) Act 順応的管理を行うために	25
12	1) 評価と合意形成の場の区別	25
13	2) 検討の前の十分な解析の必要	25
14	3) 計画の推進体制（専門担当・PDCAを回す体制）	26
15	4) 年間スケジュール	26
16	3 参考資料	27
17	(1) ニホンジカの保護・管理の基本的な考え方と課題	28
18	1) ニホンジカの個体群管理	28
19	2) モニタリングと科学的な評価	30
20	3) 連携した保護・管理	32
21	(2) 特定計画の作成と実施	33
22	1) 現状把握と保護・管理目標の設定	33
23	① 地域個体群の現状	33
24	② 生息環境	35
25	③ 農林水産業に係る被害及び被害防除状況	35
26	④ 生態系に係る影響や被害	36
27	⑤ 捕獲状況	37
28	⑥ その他特記事項	39
29	⑦ 現状に関する評価と保護・管理の基本目標	39
30	2) 特定計画の策定・実行の具体的な進め方	41
31	① 計画期間と対象地域	41
32	② 保護・管理のための基本的なゾーニング	42
33	③ 対象種	42
34	3) 具体的な管理目標及び管理方式の設定	42
35	① 個体群管理	43
36	② 被害防除	47

1	③ 生息環境管理	48
2	4) モニタリング等.....	48
3	① モニタリング	48
4	② モニタリングデータの活用.....	50
5	③ 基礎的な調査研究の推進	52
6	5) 計画の実施体制及び実施状況の評価	53
7	① 実施体制と実施状況の評価.....	53
8	② 情報公開と合意形成	54
9	(3) その他.....	54
10	1) ニホンジカの基本的生態等.....	54
11	① ニホンジカ保護・管理の略史	54
12	② ニホンジカの生物学的特徴	56
13	③ 生息数、分布域の増加、拡大	57
14	④ 被害問題の拡大	60
15	⑤ 狩猟者の減少	63
16	⑥ 特定計画制度の普及（計画の策定）	64
17	⑦ 特定計画策定による狩猟に関する規制緩和の活用	64
18	⑧ 捕獲数等	64
19	2) 階層ベイズ法概要	65
20	① 捕獲数に基づく階層ベイズ法	65
21	② 他の手法との違いと特長	66
22	3) 麻酔銃の理解	67
23	① 麻酔銃による動物の捕獲の特徴	68
24	② 麻酔銃使用者の条件	68
25	4) 平成24年度検討会の第11次計画レビュー	68
26	① 概況	68
27	② 生息動向	69
28	③ 捕獲数	70
29	④ 計画目的	70
30	⑤ 捕獲の促進	71
31	⑥ 生態系への影響状況と対策	72
32	⑦ 被害防除体制の変化	72
33	⑧ 前期計画の評価と見直し	72
34	5) 用語集	73
35	6) 引用文献	81
36		

1 1 本ガイドラインの位置づけ

2

1 (1) 近年までの状況

2 ニホンジカは古くから狩猟対象として、また農業、林業の加害獣として、人との関わり
3 を持ちながら、生息数を増減させてきた。しかし、1980年代以降、各地の個体群は生息数
4 が増加し、農林業被害や自然植生への影響が深刻化していった。このため環境庁（当時）
5 は1992（平成4）年に最初の管理マニュアルを作成し、1994（平成6）年より一定の条件
6 のもとでメスジカ狩猟獣化を許可することとした。また、1998（平成10）年にニホンジカ
7 を含む毛皮獣の狩猟期間短縮措置を廃止するとともに、北海道では捕獲数制限を1日1頭
8 から2頭に変更した。しかしながら被害は拡大し続け、抜本的な保護・管理の見直しが求め
9 られるようになった。

10

11

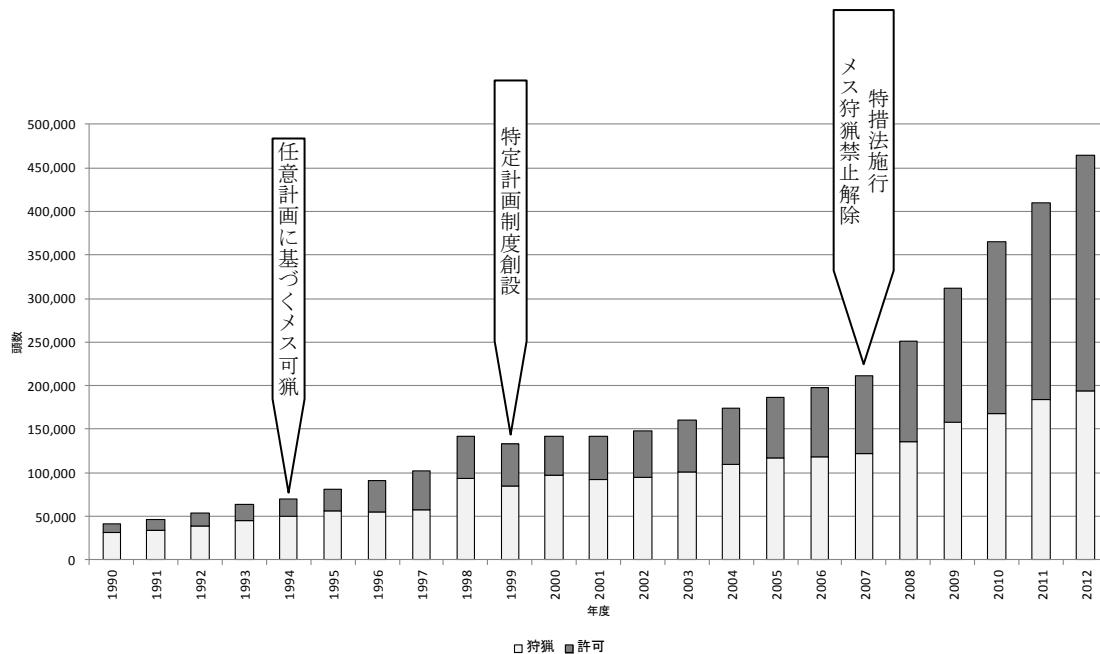
12 (2) 特定計画制度以降の状況

13 1999（平成11）年、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律が大幅に改定され、特定鳥獣保護管理
14 計画制度が新たに創設された。また2006（平成18）年の改正により、休猟区であってもニ
15 ホンジカ・イノシシなどの狩猟が可能となる特例休猟区制度の創設等が行われた。さらに
16 2007（平成19）年には、狩猟によるニホンジカのメスの捕獲禁止措置が全国で解除された
17 ほか、翌2008（平成20）年には、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別
18 の措置等について定めた鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）が施行され、ニホンジカの捕獲数について一定の増加が
19 みられた（図1-1）。

20

21

1
2



3

図 1-1 ニホンジカの捕獲数の推移と制度変遷

4

これまでニホンジカによる被害の軽減、生息数増加の抑制を目的とした様々な施策が講じられたが、状況の大幅な改善には至っていなかった。2014（平成 26）年に環境省が実施した全国（北海道を除く）の生息数の推定結果によれば、2012（平成 23）年度末の生息数の中央値は約 249 万頭（90%信用区間約 188～約 358 万頭）であり、これまで生息数は増加し続けていたことが示された。また、現在（2011（平成 23）年）の捕獲率を維持した場合、今後も生息数は増加することが予想された。各都府県では、生息状況調査に基づく目標捕獲頭数を達成しても生息数の減少に至っていない場合が多く、生息数推定の過小評価の改善や自然増加率（1.18：2012 年度データから環境省が推定した中央値）を超える捕獲圧を確保するなど、一層の捕獲強化の必要性がある。

14

15

（3）法律改正と抜本的な鳥獣捕獲強化対策の必要性

2013（平成 25）年 12 月、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」として環境省、農林水産省によりニホンジカ、イノシシの将来の生息数について全国目標の設定が行われた。生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしているニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化を講じることとし、当面の捕獲目標（全国レベル）を設定し、ニホンジカ、イノシシの生息数を 10 年後までに半減させることを目指すものである。ニホンジカの生息数（2011（平成 23）年度時）を 10 年後までに半減させるには、2011（平成 23）年度時の捕獲率の 2 倍以上の捕獲を継続的に実施する必要がある。捕獲目標達成に向けて、環境省

1 は、鳥獣保護法の改正による新制度導入や規制緩和等、都道府県等における捕獲活動の強
2 化を行い、農林水産省は鳥獣被害防止特措法に基づく市町村等の捕獲活動の強化等の事業
3 を実施することとした。

4 2014（平成26）年5月30日に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正
5 する法律が公布され、2015（平成27）年5月29日に完全施行され、法題名が「鳥獣の保
6 護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「鳥獣保護管理法」という。）に改め
7 られた。改正点は、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成に対応したものとな
8 っており、都道府県や国が計画に基づき指定管理鳥獣を捕獲等する捕獲事業を実施するた
9 めの指定管理鳥獣捕獲等事業制度や捕獲を行う事業者（法人）を認定する制度の創設が主
10 なものとなっている。また、特定鳥獣保護管理計画は、その生息数が著しく減少し、又は
11 その生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特
12 定鳥獣保護計画）と、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している
13 鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）に再整理された
14 （以下、特定計画という）。

15
16

17 **（4）本ガイドラインの位置づけ**

18 **1) 2016（平成28）～2018（30）年度までの取り組みの重要性**

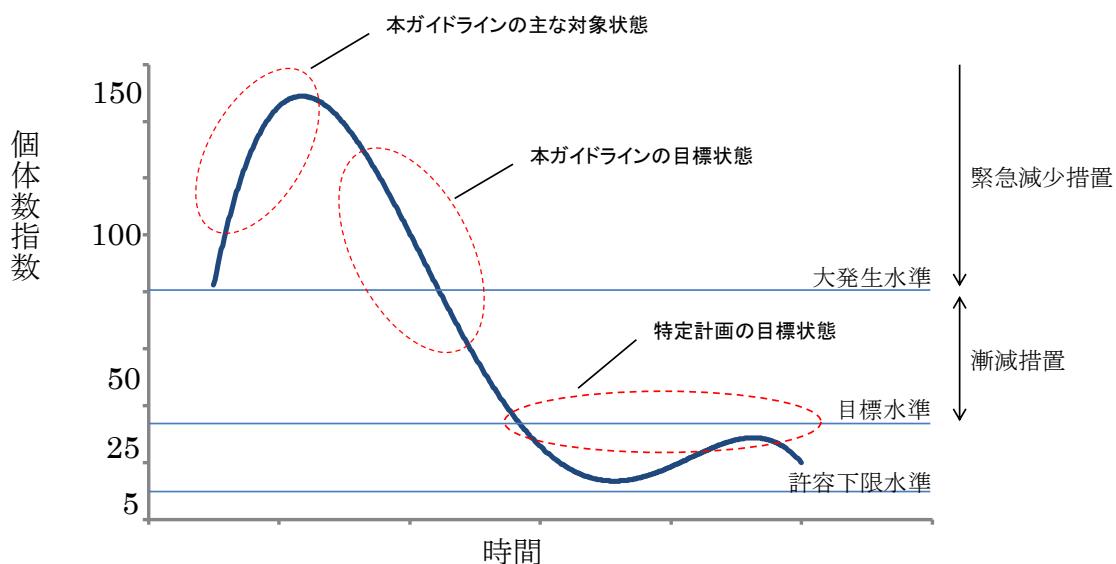
19 「図1-2 ガイドラインの主な対象状態と目標状態」に示したとおり、生息数を減少傾向
20 に導くことは計画目標達成のための第一段階の作業であり、各特定計画が目指す目標はさ
21 らに先に存在する。全国的な現状は、「本ガイドラインの主な対象状態」と示した生息数が
22 増加している状態であり、一部の地域によっては高止まりからやや減少状態に移行しつつ
23 ある程度である。農林業被害の軽減や生態系への影響軽減が図られる「目標水準」に至る
24 ため、まずは全国的に明らかな減少傾向となる状態「本ガイドラインの目標状態」を目指
25 すことが喫緊の課題である。

26 また、捕獲の強化に伴って生息数の減少傾向が確認されている都道府県や、過去に減少
27 傾向が確認された都道府県の多くは、それ以前に短期間（1～2年内）で捕獲数が約2倍
28 以上に増加することを経験していることを踏まえ、3年程度で状況の改善が見いだせない
29 と成功には至らない傾向があることに留意する必要がある。

30 現行の第11次鳥獣保護管理事業計画は2016（平成28）年度末で終了し、2017（平成29）
31 年度から第12次鳥獣保護管理事業計画が開始される。この計画の改訂に合わせて多くの特
32 定計画で第11次鳥獣保護管理事業計画期間中の評価等が行われることになる。また、環境
33 省と農林水産省が共同で発表した抜本的な鳥獣捕獲強化対策では、概ね5年後に捕獲対策
34 の進捗状況を確認することとなっており、2018（平成30）年度に必要に応じた見直しが行
35 われる。これらのスケジュールに対応した重点的な取り組みが必要となる。

1 2016（平成 28）～2018（平成 30）年度までに、全ての都道府県で生息数が横ばい～減少傾向を示す状態を最低限の目標とし、大幅に生息数を削減する見通しを立てることが望まれる。また、可能な場合には 2016（平成 28）～2018（平成 30）年度までに明確な減少傾向を示す状態まで到達することが期待される。捕獲強化に関する重点的な取り組みとともに、今後必要となる捕獲の人材及び捕獲体制の整備に向けた準備を可能な限り並行して進める必要もある（表 1-1）。

7



8 図 1-2 ガイドラインの主な対象状態と目標状態

9

10

11 表 1-1 生息数の半減に向けたスケジュールイメージ

	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度
抜本的な鳥獣捕獲強化対策	目標の設定		改正鳥獣法施行			捕獲対策の進捗状況を確認必要に応じた見直し					目標の達成(半減)
特定計画				改定に伴う見直し					改定に伴う見直し		
減少に向けた捕獲に関して				特に重要な期間							
捕獲・生息動向に関するモニタリング				毎年のモニタリングと評価が重要							

12

13

14

1 2) 一層の捕獲推進の必要性

2 これまでの捕獲推進に向けた取り組みは、主に、狩猟の規制緩和と有害鳥獣捕獲（一部、
 3 特定計画に基づく数の調整）の強化により進められてきた。狩猟は捕獲をしたい個人が任
 4 意に登録を行い捕獲するものであり、有害鳥獣捕獲は被害の防止、軽減を目的に、多くの
 5 場合権限移譲された市町村の許可のもと行われている。これらの捕獲では生息数を減少傾
 6 向に導くには捕獲数が不足していたことを十分認識し、国が設定した目標や法律改正及び
 7 国からの交付金を契機にニホンジカの管理の政策順位を高め、これまで実施してきた狩猟
 8 及び市町村等による有害鳥獣捕獲の取り組みに加え、特に広域的視野で取り組む立場にあ
 9 る都道府県も主体となって捕獲を推進していく必要がある（表 1-2）。

10

11

12

表 1-2 鳥獣捕獲の枠組みの違い

分類	狩猟 (登録狩猟)	狩猟（登録狩猟）以外			指定管理鳥獣捕獲等 事業	
		許可捕獲				
		学術研究、 鳥獣の保護、 その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)		
目的		学術研究、 鳥獣の保護、 その他	農林業被害等 の防止	生息数または生息範囲の抑制		
対象鳥獣	狩猟鳥獣(48 種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣（ニホ ンジカ・イノシシ）	
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)				
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		事業実施期間		
実施区域	鳥獣保護区や休 猟区等の狩猟禁 止の区域以外	許可された区域			事業実施区域	
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関	
捕獲 実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業 者等	
必要な 手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託	

13

1

2 **3) 本ガイドラインのコンセプト**

3 特定計画は個体群の管理、被害防除、生息環境の管理の3本柱で構成されるが、ニホン
4 ジカ問題の基調は、ニホンジカの生息数の増加によって引き起こされた諸問題である。一
5 部の地域を除き、全国的にニホンジカの生息数は増加、あるいは横ばい傾向にあり、これ
6 を減少傾向に導くことが現在の緊急的な課題である。この課題に向けた全国目標が設定さ
7 れ、法律改正が行われたことに対応して、特定計画においてもニホンジカの生息数を減少
8 傾向に導くことを最低限の目標として運用されるよう、本ガイドラインの内容は、主に捕
9 獲目標の設定やモニタリングの設計に重点を置いて改訂した。

10 各特定計画では、ニホンジカの生息数を減少傾向に至らせるることは最低限の目標である
11 が、同時に減少傾向を維持しながら「個体群の安定的維持」、「被害の軽減」、「生態系への
12 影響の軽減」といった計画目標の達成に向けて様々な取り組みを行う必要がある。

13 本ガイドラインは、全国的な状況の最低限の改善が見られるまでの暫定的なものである
14 こと、また各特定計画は個々の計画目標に応じて順応的に運用されるものであることを念
15 頭に活用願いたい。

1 2 本編

2

1 (1) PDCA 順応的管理の必要性

2 1) 順応的管理が何故必要か

3 野生鳥獣の管理を実施する上では様々な不確実性がある。たとえば、野生鳥獣の観測値
4 には常に観測誤差を伴い、管理を実施する上では誤差を最小化する工夫が重要である。そ
5 の際、順応的管理（PDCA サイクルなど）の適用が必須である。生息数、生息密度の動向
6 を、減少・低下傾向に導くためには、限られた条件下で捕獲数と密度指標を個体群動態と
7 関連付け、直接観測できない生息数を推定する必要がある。様々な管理シーンにおいて、
8 体系化された作業に基づく効果検証と目標の再設定といった順応的管理をそれぞれに適用
9 することが重要である。

10 ◎ 30 ページ 2) モニタリングと科学的な評価 参照

12 2) 順応的管理の実際のステップ（PDCA の流れ）

13 PDCA サイクルは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を 1 サイク
14 ルとし、サイクルを順次実施し、Act を次の PDCA サイクルにつなげ、継続的に改善して
15 いくものである（図 2-1）。

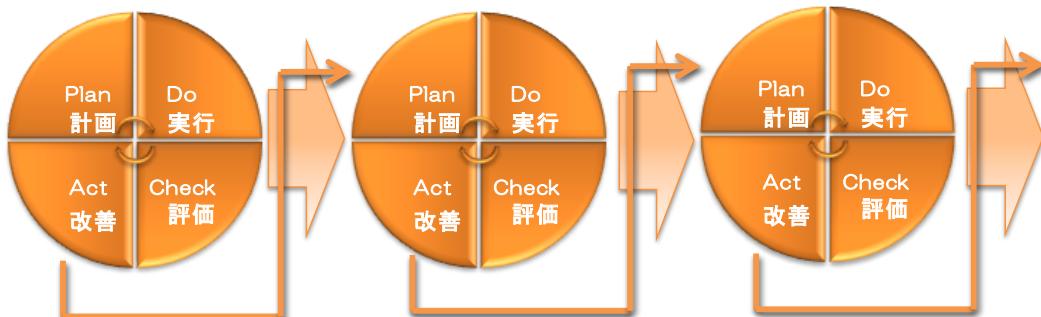
Plan（計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして計画を作成する。

Do（実行）：計画に沿って施策を行う。

Check（評価）：施策の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。

Act（改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

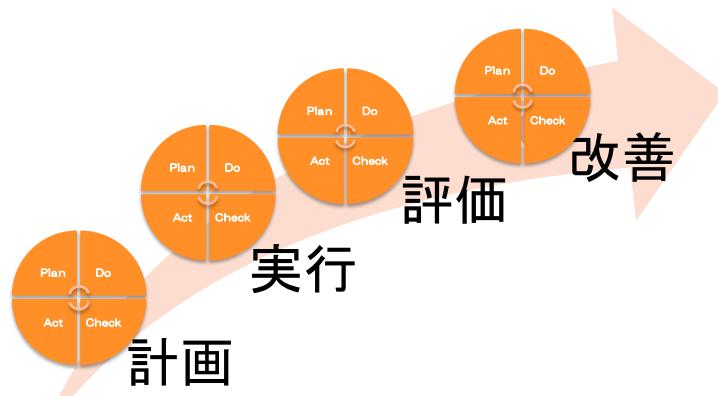
16 Plan で設定する目標は関係者で十分協議された客観的に評価可能なもの（数値）である
17 必要がある。



19 図 2-1 PDCA サイクルによる継続的な改善

21 Plan（計画）には、特定計画全体の目標設定、計画策定のほか、実現段階に応じた目標
22 （長期目標、中短期目標）の設定とそれに対応した計画策定が含まれる。Do（実行）、Check
23（評価）、Act（改善）も同様に段階的な構造を持つため、階層的な PDCA サイクルが特定
24 計画の中で構成されることになる。たとえば、捕獲の実行体制を整備する際にも、どのよ

- 1 うな目的で捕獲実行体制を作るか (Plan) を明確にし、その体制のもと捕獲を実行し (Do)、
2 実行体制のもと捕獲は成功したかを評価し (Check)、評価結果をもとにさらに捕獲の実行
3 体制を改善していく (Act)、といった PDCA サイクルによる順応的改善が行われる (図 2-2)。



4

5 図 2-2 階層的な PDCA サイクル

6 Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の
7 各段階の中でも PDCA サイクルにより継続的改善が必要

8

9 3) 生息数を減少させられなかった理由 (PDCA のどこに問題があったか)

10 全国的な捕獲数は、1991（平成 3）年から特定計画制度が始まる 2000（平成 12）年ま
11 でに約 5 万頭から約 14 万頭に増加し、2010（平成 22）年にはさらに 36 万頭となり、急速
12 に増加している。また捕獲数に占めるメスの割合が増加し、現在は 50% を超えている。

13 一方で、都道府県鳥獣行政担当部局を対象としたアンケート結果によれば、最近（3～
14 5 年）の生息数、生息密度の動向は、約 6 割が上昇傾向であり、減少・低下傾向であるの
15 は 1～2 割にとどまった（図 2-3）。

16 生息密度調査結果に基づいて定めた目標捕獲頭数を達成しても生息数・密度が上昇傾向
17 にあることや、捕獲実績から目標捕獲頭数を設定するなど生息密度調査結果に基づかない
18 目標捕獲頭数の設定により生息数・密度が上昇傾向にあることが、現在の大きな課題の一
19 つと考えられる。

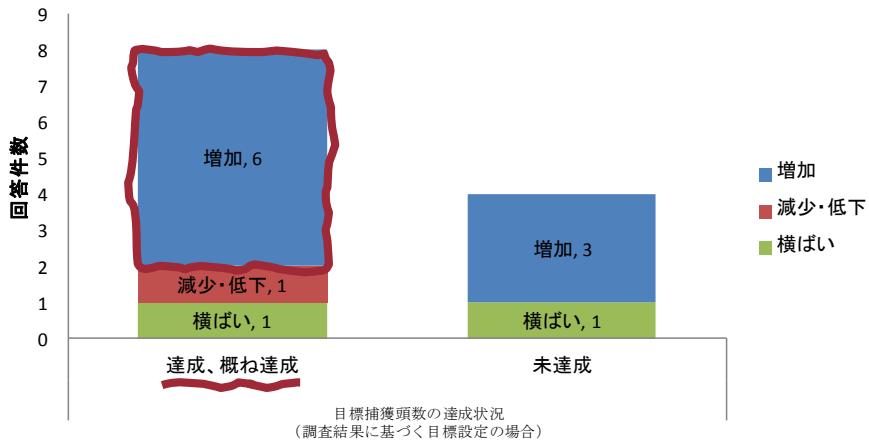


図 2-3 目標捕獲頭数と生息動向の対応

生息数の推定や目標捕獲頭数の設定には生息密度指標が影響する。どのような生息密度指標（区画法、糞粒法、糞塊法など）においても観測誤差を持つため、観測誤差を考慮した施策の実施を行わなければ、目標の達成には至らない。

また、膨大な試料数が要求されるために算出が難しい増加率に関する情報（性比、妊娠率、生存率など）もあることが不確実性に影響を与える。

これらの観測誤差や不確実性についての認識は普及しつつあるが、特定計画の計画期間が5ヶ年であり、計画が1年ごとに評価・改善される事が少なかったため、生息密度の観測誤差や不確実性に対応した目標設定が行われず、またそれによって十分な捕獲数を確保できなかつたことが、全国的に生息数の減少、生息密度の低下に至らなかつた要因の一つである（表 2-1）。

また、目標捕獲頭数に対して捕獲の実施が追いつかないことや、目標捕獲頭数が実現できないと予算の減少などの弊害が起こる懼れから目標捕獲頭数を低く設定せざるを得なかつたことも、生息数の減少や生息密度の低下を達成するのに長期化している状況や未達成である状況を招いたと考えられる。

【生息数が減少しなかつた理由】

Plan

- 生息密度指標の過小評価の考慮が不十分なまま、目標捕獲頭数を設定した。
- 将来予測の際、増加率などについての不確実性の考慮が不十分だった。
- 生息密度調査結果に基づかない目標捕獲頭数の設定を行った。

Do

- 捕獲実績が目標捕獲頭数に及ばなかつた。

Check・Act

- ニホンジカの増加速度や不確実性への対応に合わせたスピードで評価と改善が行われなかつた。

1

2

表 2-1 PDCA サイクル周期と生息数の最大増加割合

PDCA サイクルの回転周期	次のサイクルまでの生息数 の最大増加割合	課題
5 年周期	2.29 倍※ (3 サイクルで 11.97 倍)	PDCA サイクルが機能し ても、生息数低減が実現 不能な規模になってしま う。
1 年周期	1.18 倍 (3 サイクルで約 1.64 倍)	サイクルを回す労力は短 周期ほど大きい

3 ※自然増加率を 2012 年までのデータから環境省が推定した値 : 1.18 と仮定した場合、5 年
4 周期の増加割合は 1.18 の 5 乗 ≒ 2.29。

5 予め観測誤差等の不確実性の存在が認識され、PDCA サイクルが最大に効果を発揮する時
6 間隔で改善を行っても誤差の影響を受ける。

7 ◎ 28 ページ 1) ニホンジカの個体群管理 参照

8

【生息数が減少しない事に影響する要因】

- 生息密度指標の過小評価の認識の不足
- モニタリングの実施不足（実施頻度、実施規模など）
- モニタリング結果の評価が不十分（解析の程度、評価頻度など）
- 将来予測の際の個体群パラメータの不確実性の認識不足
- 目標捕獲数の不足
- 目標捕獲数の未達成

9

10 4) 科学的検証の実行の必要性

11 ①トレンドとしての生息密度（生息数）指標の評価

12 様々な生息密度指標が存在するが、いずれも、各指標の特性を反映した観測誤差が含ま
13 れるため、基本的には動向（トレンド）を把握する情報として認識する必要がある。すな

1 わち、生息密度指標を絶対値として扱わず、相対値として評価する必要がある。

2 ② 30 ページ 2) モニタリングと科学的な評価 参照

3

4 ②複数の指標を用いた検討による生息密度（生息数）指標の評価

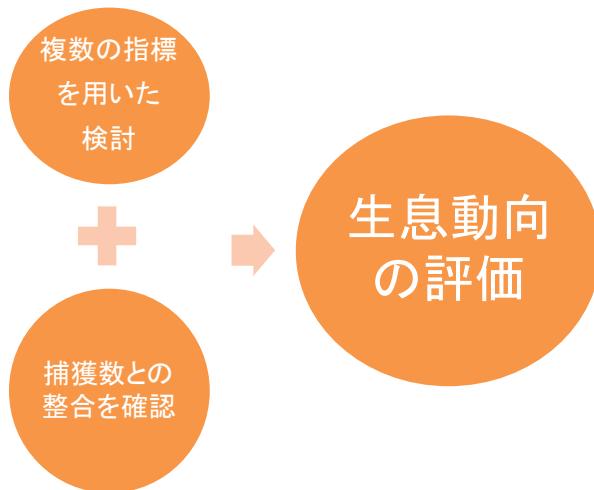
5 いくつかの計画では、地域的な生息密度の減少が確認されているが、現地調査を伴う指
6 標の多くは、手法上の問題や、異なる調査者に由来する誤差等を含むため、結果の妥当性
7 について疑問を抱かれることが少なくない。その際、SPUE（単位努力量あたりの目撃数）
8 や CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）、捕獲数といった捕獲に関する指標なども含め複数
9 の指標により検討することで、より信頼性の高い評価が可能である。

10 ② 30 ページ 2) モニタリングと科学的な評価 参照

11

12 ③生息数推定の際の統計学的手法の活用

13 相対値である生息密度指標のトレンドを複数の指標により評価し、PDCA サイクルにの
14 つとった保護・管理を進めていく場合、目標捕獲頭数の過小設定を避けなければ、迅速な
15 生息数の減少、生息密度の低減に至らない。短期間に大幅な生息数の減少、生息密度の低
16 減を実現すれば、その後の負担は軽減できるものの、体制面や財政的な問題から、ある程
17 度長期的な捕獲計画を設定せざるを得ない場合は、可能な限り現実に近い生息数の把握と
18 目標捕獲頭数の設定が必要となる。その際、生息密度指標だけでなく、唯一の実測値であ
19 る捕獲数も用いて生息数を推定し、その推定生息数に対応した目標捕獲頭数を設定するこ
20 とが、過小評価・過小設定を避ける手段の一つである（図 2-4）。



21

22 図 2-4 ニホンジカの生息数の増減に関するプロセスモデルを生息密度指標と組み合わせ
23 て生息動向を評価
24 （階層ベイズ法などの活用）

25 ② 65 ページ 2) 階層ベイズ法概要 参照

26

1 5) 平成 25 年度補正予算事業による生息数推定の事業内容と成果の取り扱い

2 環境省は平成 25 年度補正予算事業で捕獲数をベースとした階層ベイズ法により、都道府
3 県別の生息数推定といくつかの捕獲パターンに応じた将来予測を行った。これにより、「2
4 (1) 4) ③生息数推定の際の統計学的手法の活用」で示した過小評価を避ける現在の最
5 善の手段の一つを用いた都道府県レベルの生息数推定が行われたことになる。この結果を
6 一つの参考値として、今後の対策強化に望むことが期待される。

7 (関連 HP アドレス : <http://www.env.go.jp/press/100922.html>)

8

9 ① 「10 年後に生息数を半減」の意義

10 平成 25 年度補正予算事業で実施した 2 つの将来予測は全国共通のシナリオであり、一つ
11 は現状の捕獲数（率）を維持した場合、もう一つは、10 年後に生息数を半減させる場合で
12 ある。生息数が半減した場合、全国規模で見るとおよそ 2000 年代半ば頃の生息状況である
13 が、当時、ニホンジカによる各種被害は既に深刻化していた。このことから、「全国で 10
14 年後に生息数を半減」は最低限の目標であり、現状と最低限の目標とのギャップが認識出
15 来る結果が示されたと言える。

16 都道府県によっては、現状の捕獲規模で「10 年後に生息数を半減」が可能であると推定
17 された場合と、大幅な捕獲規模拡大の必要性が示された場合がある。現状の捕獲規模で「10
18 年後に生息数を半減」が可能であると推定された場合には、現状と同等かそれ以上の捕獲
19 規模を維持する必要がある。一方で、大幅な捕獲規模拡大の必要性が示された場合には、
20 捕獲規模拡大の実現に向けて、図 2-5 を参考に時間軸を踏まえた着実な設計のもと施策を実
21 行していく必要がある。

22

- ・目標の達成のために必要な作業（タスク）を洗い出し、作業の順序を設定する。
- ・並行して進められる作業は系列としてまとめる。
- ・各作業に要する時間を、作業完了に必要な最小時間、最大時間、作業完了に必要と思われる最もそれらしい見積時間別に設定し、目標の達成に要する時間を明確に把握する。
- ・全作業の正確な詳細と期間が不明であっても、不確実性を含んだまま目標達成までの計画設計が可能となり、目標実現への具体性が高まる。

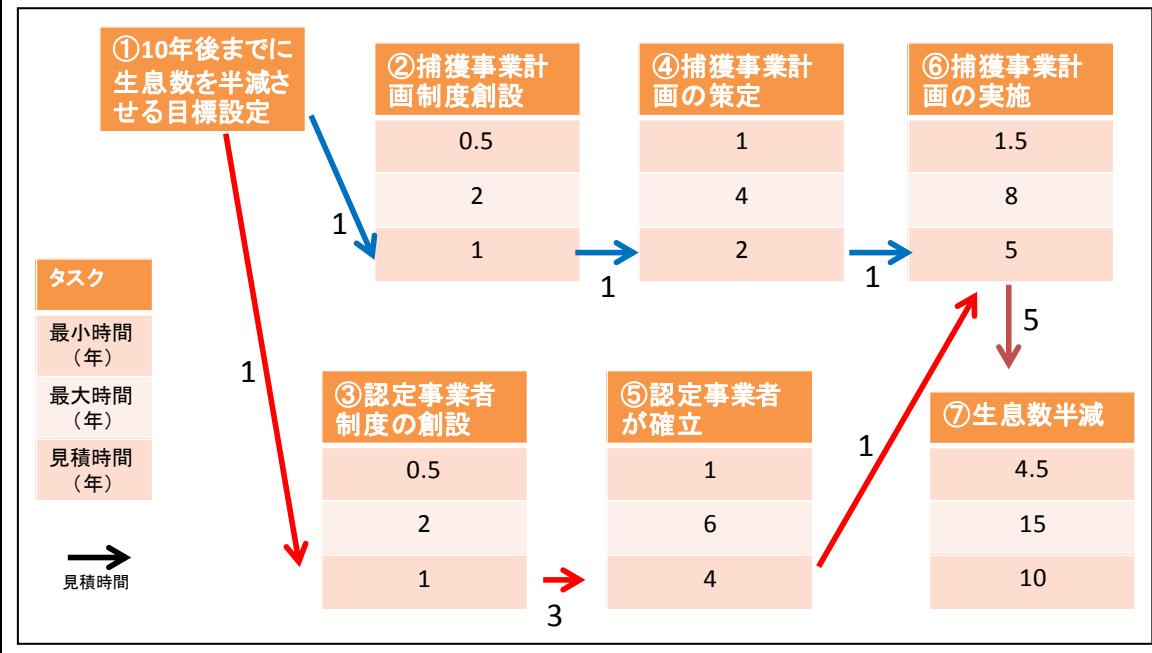


図 2-5 時間軸を踏まえた施策設計、進行のイメージ例

②施策の実施に向けた具体化

平成 25 年度補正予算事業では、得られた推定生息数と将来予測の結果から、今後の密度指標データのモニタリング方針と今後生息数推定を実施していく上で必要となるモニタリング項目等について、都道府県ごとに整理をしている。モニタリングの実施方法やモニタリング項目の不備により、生息数推定幅が大きくなってしまった場合には、平成 25 年度補正予算事業での指摘を今後のモニタリング設計に反映し改善を図っていく必要がある。

また、実際の施策を行っていく際には県全域ではなく、より細かな地域スケール（＝施策実施単位）での捕獲規模の把握が必要となる。環境省が提示した捕獲規模は都道府県全体で今後必要となる予算規模の認識や体制整備を行う上での基礎情報として捉え、実際の施策を行う際には施策実施単位でさらに詳細な計画の目標設定、予算規模の把握、体制整備を行う必要がある。

1 (2) **Plan** ゾーニング

2 1) 管理ユニット毎の目標設定

3 現在策定されている特定計画では、多くの場合、管理ユニットが設定されている。設定
4 されている管理ユニットは、地形や行政界によって区分されており、規模等は様々である
5 が、管理ユニットによって生息状況や生息環境、社会的条件は異なるため、管理ユニット
6 の状況に応じた目標設定が必要となる。各管理ユニットにおける施策を具体化する際には
7 管理ユニット別の実施計画を作成することが有効である。

8  42 ページ ii 基本的な保護・管理目標 参照

9

10 2) 管理ユニット内のゾーニング

11 設定されている管理ユニット内でも、農業や林業の実施状況、植生状況等、環境は様々
12 であり、環境に応じた目標設定や施策の必要性は異なってくる。目標達成の実現性を高め
13 るには、細分化したゾーニングのもと、施策を行うことが有効である。

14  40 ページ ②保護・管理のための基本的なゾーニング 参照

15

16 (3) **Plan** 捕獲目標の設定

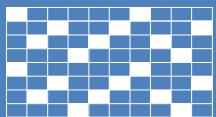
17 現実に近い生息状況の把握、妥当な捕獲目標の設定及び効率的な順応的管理を行うため
18 には、正確な捕獲情報の収集と適切な設計に基づいたモニタリングによる情報の把握が必
19 要である。

20 これまで実施してきたモニタリングにおいて、空間的に生息域を網羅しているか、時間
21 的な連續性が十分に保たれているかを確認する。不十分な場合は、モニタリングの設計を
22 修正するとともに、修正できない場合には現在設定されている目標の不確実性を十分認識
23 して、その成果を施策に反映させていく必要がある（図 2-6）。

24  43 ページ ①個体群管理 参照

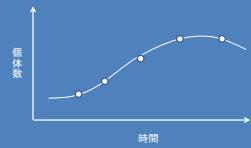
25

空間的な把握の充実



- ニホンジカの生息状況は地域によって異なる。
- 地域差を現状に即した形で抽出するためには、空間的偏りが生じない様にしながら、調査密度を高く維持する必要がある。

時間的な把握の充実



- 生息密度指標の多くは、大きな誤差を伴う。
- 大きな誤差を含む結果を評価する際、単年の動向変化だけで増加・減少を判断することは誤った評価につながる可能性がある。
- 経年的なモニタリングにより多くの評価ポイントを確保し、頑健な評価となるようにする必要がある。

1

2

3

図 2-6 モニタリングの空間的、時間的把握の充実の必要性と留意点

【モニタリングの設計に関する確認点】

以下について、専門的な知見を持つ者（研究者や調査実施業者など）から十分な説明を受け、確認を行う。

- 調査地点数は十分か。
- 毎年実施しているか。
- データの誤差をどの程度見込まなければいけないか。

4

5

（4）Do 捕獲体制の整備

1) 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定に向けて

ニホンジカは指定管理鳥獣の対象となり、指定管理鳥獣捕獲等事業制度の活用により、一層の捕獲の推進が期待される。事業として捕獲が実施されることから最大限の捕獲効率や効果が發揮されるべきである。指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に当たっては、当該都道府県内において、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の状況、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を行うものとし、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ捕獲等の目標及び事業の内容を定めるものとする。また、事業毎に捕獲の効率性、効果を評価し、成果をその後に実施される捕獲等事業に活かしていくことは、特定計画の順応的管理と共通する理念であり、これらを実現するために事業毎の目的に応

1 じたモニタリングを実施する必要がある。

2 捕獲等事業による生息数や生息密度の低減効果は特定計画に基づくモニタリング調査に
3 より十分な検証を行う必要がある。特に、夜間発砲等の新しい捕獲の試みを行う場合には、
4 その効率性と効果を把握できるよう、当該地においてモニタリングを行い、効率性と効果
5 を最大限發揮するためのPDCAサイクルを運用することが望ましい。

6 また、地域の状況に応じて計画実施期間、実施地域の設定、捕獲手法の選択を行う必要
7 性があることから、既存の知見や事業の成果を最大限利用し順応的に改善していくべきで
8 ある。

9 特に、夜間発砲を伴う捕獲を行う場合には十分な安全性の確保と、個体の警戒心を高め
10 ないなどの工夫が重要である。このためにも捕獲等事業の目的を十分に理解し実行できる
11 事業者により、捕獲が行われることが望ましい。

12 ◎ 47ページ vii 捕獲技術の改善と捕獲のインセンティブ 参照

14 2) 特定計画（指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等）と被害防止計画との具 15 体的整合のあり方

16 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針では「鳥獣被害防
17 止特措法に基づき市町村が作成する被害防止計画が鳥獣保護管理事業計画及び特定計画と
18 の整合が取れたものであるかを確認するとともに、必要に応じて特定計画の作成又は変更
19 を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする」と記載されているが、具体的な整合
20 内容についての指定はない。両計画の連携はニホンジカの保護・管理の目標達成において
21 非常に重要なことから、整合をとるべき内容を明確にする必要がある。

23 ①捕獲数

24 ニホンジカの目標捕獲頭数の具体的な設定は、県や管理区分単位では鳥獣保護管理法に
25 基づく特定計画により行われる事が多く、市町村単位では鳥獣被害防止特措法に基づく被
26 害防止計画により設定される事が多い。ニホンジカの生息数の減少、生息密度の低減を進
27 めていく際、初期に強力な捕獲圧を加え、大幅に生息数を減少させた上でモニタリング結
28 果を見ながら捕獲圧を調整することが効率的であることから、両計画の目標捕獲頭数の多
29 い方に目標値を設定することが望ましい。両計画の目標捕獲頭数に関する情報共有を十分
30 行うこととは最低限の必須事項とし、両計画の協力により目標達成を図る必要がある。

32 ②捕獲の担い手

33 特定計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業と被害防止計画に基づく捕獲について、同一
34 の従事者が実施する状況が発生することが想定される。従事者が実現不可能な捕獲目標を
35 負わないよう、十分な調整を図る必要がある。また、指定管理鳥獣捕獲等事業における担
36 い手は認定鳥獣捕獲等事業者が望ましく、今後より一層、認定鳥獣捕獲等事業者の活用を

1 図ることが望まれる。

2

3 3) 現在どのような課題があるか、状況を把握しておく必要性（止めさし、搬
4 出・埋設、費用・報酬、等）

5 目標捕獲頭数が達成できない要因は様々あるが、行政がその要因を十分に把握していない
6 場合も多い。新規免許取得者の捕獲実績が上がらない要因、高齢従事者の捕獲数が一定
7 以上伸びない又は捕獲地域が限定される要因等について捕獲従事者との意見交換の場を設
8 ける等、常に情報を収集し課題を解決していく必要がある。

9

10 4) 錯誤捕獲への対処

11 ①わな捕獲における錯誤捕獲の危険性

12 多くの地域で捕獲技術の習得を目的にくくりわな等の捕獲技術に関する講習会が行われ
13 ている。捕獲対象を特定しにくい箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、対
14 象動物を捕獲する技術を習得できても、想定しない種が錯誤捕獲される危険性がある。カ
15 モシカなど、保護を目的として捕獲を規制している種が捕獲され死亡してしまう危険性の
16 他、クマ類やイノシシなどニホンジカの捕獲のみを想定していた場合には対処できない種
17 を捕獲してしまい、わなの点検時や放逐等を行う際に捕獲者側の危険性を招くこともある。
18 捕獲技術の他、錯誤捕獲等ができるだけ起こらないように配慮しつつも錯誤捕獲が起り
19 うる事態を想定した危機管理に関する知識・技術の普及も必要である。

20

21 ②錯誤捕獲の予防と起きてしまった場合の対応

22 イノシシの成獣やクマ類等、危険度の高い個体の場合、特別な技術を持たない者による
23 放逐が困難となる。このため、錯誤捕獲の発生の予防と錯誤捕獲時に想定される状況に応
24 じた体制を整備しておく必要がある。

25

26 i 予防

27 まずは錯誤捕獲を起こさないよう、予防することが重要である。そのためには、捕獲従
28 事者等への教育や指導の徹底を図る必要がある。

29 また、毎日わなを見回すことが必要であり、設置したわなの周辺でクマの生息が確認さ
30 れた場合わなを移動する等、わなを設置する上での基本事項を徹底することにより、錯誤
31 捕獲の発生を減らすことは可能である。発生状況（使用したわなの種類や設置状況等）に
32 関する情報を収集・蓄積し、分析することで、錯誤捕獲が発生しやすい条件を明らかにし、
33 得られた知見を錯誤捕獲の発生防止に生かすことが重要である。

34 （くくりわなによる錯誤捕獲を予防するための措置）

35 ●設置後は毎日見回る。足跡等の痕跡から、クマ類の利用の有無を把握する。足跡が付
36 きにくい場所では、砂を撒くと効果的。

1 ●くくりわなを設置した付近でクマ類の生息が確認された場合は、くくりわなを移動す
2 る、あるいは設置を中止する。

3 ●クマ類・ニホンジカ等の生息状況と各種の生態的特徴を勘案して、12cm 規制の解除を
4 実施する場所・時期を設定する。

5 (例：クマ類の生息域では、冬眠の時期だけ 12cm 規制を解除する等)

6 ※輪の直径が 12cm 以下の場合でも、くくりわなにかかる場合がある。

7 ii 対応

8 安全面から放獣体制の整備は重要である。また、ニホンジカやイノシシの捕獲圧を高め
9 上でも、特にクマ類の誤認捕獲が障害とならないよう、放獣体制の整備を図る必要があ
10 る。

11 錯誤捕獲個体の放獣には専門技術が求められるため、専門職員を配置するか外部組織へ
12 委託等する必要がある。また、マニュアルの作成等により誤認捕獲に対する対応手順を明
13 確にし、関係者で共有することが重要である。

14 5) 今後捕獲が進んでいった場合の留意点

15 ①捕獲効率の低下

16 環境省が実施した将来予測では一定の捕獲率が仮定されているが、実際には、捕獲の強
17 化とともにニホンジカ個体の警戒心が高まり、また、低密度化により個体との遭遇確率が
18 下がるため、捕獲率が一定とはなりにくい。

19 今後捕獲が進んでいった場合、個体の警戒心が高まることを想定し、複数の捕獲手法を
20 確保するとともに、不必要に警戒の高まりを進行させないよう、捕獲手法を地域の状況に
21 応じて限定するなどの工夫が必要である。

22 (5) **Check** 状況把握（モニタリング）

23 1) モニタリングの必要性

24 モニタリングは目標設定の根拠となる基礎情報として、また、施策の成果を評価するた
25 めの基礎情報として重要なものである。時間の経過、施策の進行とともに生息状況、被害
26 状況、生息環境は変化するため、常に最新のモニタリング情報を把握しておく必要がある
27 (図 2-7)。

28 ② 48 ページ 4) モニタリング等 参照

29 ①生息状況

30 【定性的情報】

31 分布情報：捕獲位置情報+聞き取り等（分布辺縁部）

【定量的情報】

生息密度指標：現地調査を伴う指標（糞塊法など）及び CPUE・SPUE

1 生息状況を把握するための基本情報として、分布情報と生息密度指標が挙げられる。

2

3 i 分布情報・生息密度指標の把握

4 分布情報の把握には、捕獲報告による捕獲位置情報が最低限の分布情報となり、分布の
5 拡大が懸念される地域や、分布の拡大を抑制したい地域については捕獲の実績がわずかな
6 ため捕獲位置情報が得られないことが多いので別途、個体の目撃や痕跡などの生息情報を
7 収集するシステム作りが必要である。

8 生息密度指標には、ライトセンサス法、区画法、糞塊法、糞粒法等といった地域の環境
9 に応じた現地調査を伴う手法を選択し実施する情報と、捕獲作業を通じて得られる CPUE、
10 SPUE といった情報が必要となる。

11

12 ii 捕獲情報の迅速かつ正確な収集

13 捕獲に関する情報は、法定義務により報告される情報（捕獲数、捕獲位置）や、工夫に
14 より収集可能な情報（CPUE、SPUE、性別、捕獲日等）が存在する。捕獲数は唯一の実測
15 値であるため特に重要な情報である。これらの情報を迅速かつ正確に収集し活用する事で、
16 生息動向を示す指標の一つとして使用すること、また、捕獲の効率性や捕獲努力量の向上
17 を図ることが可能である。

18

19 ✓ 報告義務のある情報

20 狩猟、許可捕獲では、捕獲行為完了後に捕獲報告を行う事になっている。現行の仕組み
21 で捕獲報告が義務づけられているのは、「鳥獣の種類」、「捕獲数」、「捕獲位置」である。た
22 だし、義務化されているのは捕獲者から許可者への報告や狩猟者から都道府県への報告の
23 みであるため、必要に応じてこれ以外の異なる行政単位間の情報共有を迅速かつ確実なも
24 のにする必要がある。

25

26 ✓ 性別等の情報

27 2007（平成 19）年にニホンジカのメスの禁猲措置が解除されて以降、性別不明の報告が
28 一定数みられる。性別・齢区分別の捕獲数は、過去の推定生息数の検証を行う際などに重
29 要な情報となる。

30

31 ✓ 出猲カレンダー、捕獲作業日誌（生息密度指標）

32 ニホンジカの特定計画を策定している都道府県のうち、半数以上の都道府県が出猲カレ
33 ンダーもしくは捕獲作業日誌の収集を行い、CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）、SPUE
34 （単位努力量あたりの目撃数）を算出している。これらの情報は、空間的な網羅性が高く、

1 非常に有益な情報であり、捕獲者の理解と協力が得られ一度定着すれば、長期にわたり継
2 続的に収集される情報となる。

3

4 **iii 情報の空間的網羅、時間的連続性の必要**

5 現地調査を伴う情報収集に当たっては、対象地域を空間的に網羅するため調査密度を十分に確保するとともに、情報に時間的な連続性を持たせるため毎年調査を実施する必要がある。

6 捕獲作業を通じて得られる CPUE、SPUE といった情報の収集にあたっては、狩猟者や
7 捕獲従事者の協力が必要なことから、情報収集の必要性の理解と報告の習慣化のための工夫が必要であり、周知のための普及と情報のフィードバックが有効な手段として用いられている。また、情報量が多いことから、収集された情報のとりまとめを迅速に行うための工夫やシステム作りが必要である。特に捕獲数に占める割合が高まっている許可捕獲については、確実に情報が収集できる体制を整える必要がある。

8 参考：データの自動読み取りが可能な調査フォーム（以下アドレス PDF の P.16）

9 http://www.env.go.jp/policy/kenkyu/suishin/kadai/syuryo_report/pdf/D-1003.pdf

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

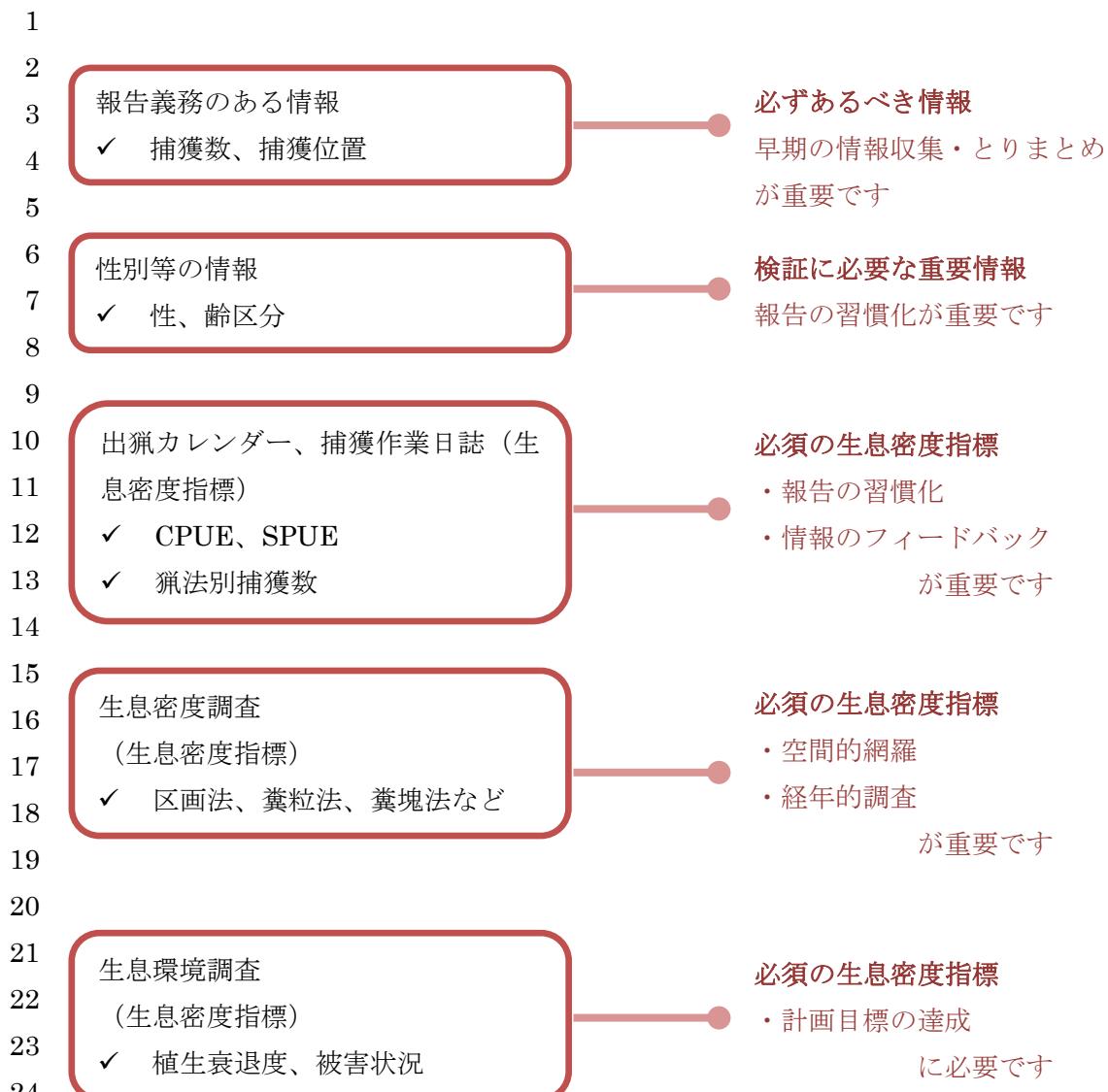


図 2-7 生息密度指標の種類と留意点

※生息環境調査以外の情報は、当面、毎年収集する必要がある。

※生息環境調査（植生衰退度）の情報は、最低限、施策評価の際に必要となる対策前の状態を把握しておく必要がある。

1 ②被害状況（農業被害・林業被害・生態系への影響等の濃淡）

【定性的情報】

農業被害：集落アンケート等による被害意識

【定量的情報】

農業被害・林業被害：被害に関する統計情報

生態系への影響情報：現地調査を伴う指標

2 特定計画の目標のひとつである「被害の軽減」、「生態系への影響の軽減」に関する評価
3 は、目標状態の設定に多くの利害関係者との合意形成を経る必要があること、地域の状況
4 によって異なるとともに時間の経過とともに変化することから、目標設定は容易ではない。
5 ただし、順応的な管理においては、一定の基準を暫定目標として達成に向けて進めて行く
6 ことは可能である。行政システムに基づく被害に関する統計情報を用いている計画が多く
7 見られる中、集落単位で実施する被害意識アンケートや簡易な植生衰退度を測る調査結果
8 を指標とし、生息密度指標と組み合わせて生息密度の低減を図る取り組みが行われている。
9 被害状況、生態系への影響に関する評価は施策の進行とともに相対的に評価されていく
10 ものであることから、早期に現況を把握しておくことが後々の評価に有効に働く。

11

【兵庫県における生息状況・農林業被害・植生指標を組み合わせた管理の取り組み例】

Check→Act 捕獲実績と効果の乖離の改善 (第3期計画)

課題 ・目標捕獲頭数をほぼ達成したにもかかわらず、密度指数や被害は顕著な減少傾向を示していなかった。
・生息頭数の推定精度の向上や誤差や地域ごとの状況に応じた目標設定が必要。
・広域スケールのモニタリングは、労力的制限から実施が困難な場合が多い。

解決策

①生息状況指標として有効性の高い目撃効率の基準と、農林業被害及び森林下層植生の指標の基準の整合をとり、目撃効率を基準とする個体数管理を行う。

継続的なモニタリング体制の構築

(目撃効率、農業被害アンケート調査の指標、下層植生衰退度の指標の相関性を明らかにした)

目撃効率(出猟カレンダー)

相対的な密度の変化を、多くの狩猟の情報を元に広域で安定的に把握できる指標。

農業被害アンケート調査

被害者の意識の影響を受ける被害情報を集落単位で被害状況を把握
簡単な内容で多数の回答を得ることが特徴

下層植生衰退度調査

シカによる森林生態系への影響を簡略的に評価する指標。簡単な手法を開発。

狩猟者や住民の協力も得て情報を収集。いずれも管理目標を直接評価できる指標であり、継続的・広域的に大量の情報を収集可能。⇒結果を定期的にフィードバックすることが重要。モチベーションの維持。

12 ② 35 ページ ③農林水産業に係る被害及び被害防除状況 参照

13

14 ③効率的な捕獲に向けた捕獲状況に関する情報収集

【法定義務による情報】

捕獲数等：狩猟者登録による捕獲報告、許可捕獲の捕獲報告

【報告の工夫が必要な情報】

捕獲努力量等：出猟カレンダー

捕獲実施状況：猟法、捕獲者の特性

1 捕獲状況に関する情報は、生息動向等を把握するのに活用される他、効率的な捕獲計画
2 や捕獲のコーディネートを検討する際にも活用される情報であり、指定管理鳥獣捕獲等事
3 業を設計、実施する際の重要な基礎情報となる。多くの場合、情報は存在するものの、解
4 析等に手がまわらず、捕獲の効率化に活用されるに至っていないのが課題である。

5 現在、どのような捕獲者が捕獲に従事しているか（自衛、狩猟、管理捕獲（兼業）、管理
6 捕獲（専業））を把握することで、重点を置く捕獲施策、技術支援による捕獲強化が可能か
7 など、検討し対策を講じる事につながる。また、猟法別（銃：巻き狩り・忍び等、わな：
8 くくりわな、箱わな等）に捕獲効率や捕獲場所、捕獲時期を比較し、地域、時期に応じて
9 重点的に実施すべき猟法が明らかとなる。多くの情報は、聞き取り・アンケート等を別途
10 実施する必要がある

11 ② 47 ページ vii 捕獲技術の改善と捕獲のインセンティブ 参照

13 (6) **Check**モニタリング結果の評価

14 1) 複数の指標を用いた検討の必要性

15 「2 (1) 4) ②複数の指標を用いた検討による生息密度（生息数）指標の評価」でも
16 示したように、生息密度指標に関するモニタリングの結果は複数の指標を用いた検討によ
17 り確実性を高めることが必要である。これに加え、生息密度指標、農業被害、林業被害、
18 生態系への影響等の指標についても各指標の関連性を解析し指標の到達度を評価する等し
19 て総合的に複数の指標を用いた検討を行い、計画全体の評価につなげる必要がある。

20 ③ 45 ページ vi 計画の策定と実行、評価における留意点 参照

22 (7) **Act**順応的管理を行うために

23 1) 評価と合意形成の場の区別

24 モニタリング結果の評価と計画の改善にあたっては、科学的評価によって示される方針
25 と、運用面を考慮して示される方針が異なり、これらが混同すると適切な計画運用につな
26 がらないことから、評価検証と合意形成は明確に分けて行う必要がある。

27 ④ 54 ページ iv 評価機関 参照

29 2) 検討の前の十分な解析の必要

30 モニタリング結果の検証にあたっては、専門的な知見と分析技術を持ち合わせた者が行
31 う必要がある。また、評価検証を実施する体制として、特定の専門家や機関が十分な時間
32 と労力をかけた後、専門家で構成される科学委員会で評価を図る方法と、専門家で構成さ
33 れるワーキンググループで複数回にわたり評価検証作業を行う方法がある。これらの評価
34 検証結果を受けて、意志決定機関が計画の改善案を取りまとめ、実現性を確保するために

1 協議会などで合意形成を図る必要がある。

2  53 ページ iii 調査機関 参照

3

4 3) 計画の推進体制（専門担当・PDCA を回す体制）

5 PDCA サイクルは複数年にわたり継続的に運用されるため、PDCA サイクルが確実に運
6 用されるためのデータベース構造の構築や分析報告様式の整備といった仕組みと組織体制
7 を確保する必要がある。なお、評価検証を行う専門家は行政研究機関の職員である場合や
8 外部委託によって確保する場合もありうる。

9  53 ページ i 計画作成機関 参照

10

11 4) 年間スケジュール

12 特定計画は行政が運用することであること、また、ニホンジカや環境の動態は1年のラ
13 イフサイクルによって変動することから、年間の作業はある程度スケジュール化が可能で
14 ある。各イベントに応じて取り組むべき作業スケジュールを明確にし、迅速な情報反映に
15 努める必要がある。

【年間スケジュールイメージ】

前年度までの捕獲に関する情報やモニタリング結果は、当年度中の早い段階で取りまとめ、翌年度予算要求や翌年度年次計画の検討に反映する（可能であれば当年度年次計画に反映できると良い）。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特定計画の推進					年次結果の評価 年次計画の策定 (科学委員会・検討会)	予算要求						協議会
許可捕獲					有害鳥獣捕獲 実施 特定計画に基づく数の調整 実施							
狩猟捕獲	報告取りまとめ			報告取りまとめ		報告取りまとめ				報告取りまとめ		
モニタリング	調査委託手続	過年度モニタリングデータの解析 個体数推定			生息密度指標調査		調査結果取りまとめ					

16

17

1 3 參考資料

2

1 (1) ニホンジカの保護・管理の基本的な考え方と課題

2 ニホンジカの地域個体群を積極的に管理し、状況によっては生息数を調整し安定に導く
3 ことが、農林業被害のすみやかな軽減と生態系の保全にとって不可欠の選択肢であるとい
4 える。そしてこのことは、長期的にみれば結局、ニホンジカ個体群とその生息地を保全す
5 ることにもつながる。これまでのニホンジカ特定計画の実施結果を踏まえて、ニホンジカ
6 保護・管理の基本的な考え方と重点的な課題について述べる。

7 8 1) ニホンジカの個体群管理

9 個体群管理とは、野生鳥獣の個体群とその生息地を、積極的な保護や個体数調整を含む
10 合目的な施策を通して、もっとも適切な個体群の状態に誘導し、維持することである。特定
11 計画に基づくニホンジカの個体数調整もまた、個体群管理の一環として展開されるべき
12 もので、それはただ単なる駆除や間引きではない。特定計画は、現状の客観的な認識と調
13 整されるべき妥当な目標、その経過を追跡するモニタリングによって組み立てられなけれ
14 ばならない。

15 まず、現状の生息数や生息密度に関する情報は、より正確な情報が、計画作成の時点で
16 得られていることが望ましいが、必ずしもそれらが前提となるわけではない。おおまかに
17 情報であれば、モニタリングをよりきめ細かく実施し、補完することの方が重要である。
18 一方、目標については固定的である必要はないが、明確であり、公表、合意されなければ
19 ならない。このためには、ニホンジカや被害の分布状況を踏まえて、対象地域を地域個体
20 群の存続を前提にする地域（保護地域）や被害を軽減化させる地域にゾーニングし、それ
21 ぞれに妥当な生息密度を設定し、全体としてどのような個体群サイズに誘導すべきかを検
22 討して提示しなければならない。また場合によってはニホンジカの分布拡大を阻止する、
23 ニホンジカを排除する地域を設けるなど、分布管理の目標も明確にする必要がある。

24 現状と目標との生息数の差が個体数調整の対象であり、目標捕獲頭数となる。両者の差
25 が大きければ大きいほど大量の捕獲が必要となる。ガイドライン（環境省、2000）では、
26 乱獲になることを警戒して、最初から多数の捕獲数を設定せずに無理のない捕獲をするこ
27 とを推奨した。当時の状況ではこの姿勢は基本的には正しかったが、その後の各地での經
28 験では、多くの地域でニホンジカ個体群を低減させるほどの捕獲圧が加わっていないこと
29 が明らかとなった。その主要な原因是、計画策定時の生息数推定値が過小であり、捕獲数
30 目標自体がニホンジカ生息数を減らすほどの規模になっていないことである。その上徐々
31 に減らそうとする計画であるため、モニタリングによても個体群の変化が直ちに明確に
32 は把握できず、目標や計画の修正が遅れてしまうことが多い。このような経験から、今後
33 は最初に強力な捕獲圧を加え、大幅に生息数を減少させた上で、モニタリング結果を見な
34 がら捕獲圧を弱める等の調整を行うという考え方を基本とした方が良い。そのためには、
35 少なくとも捕獲率は増加率を上回る設定にする必要がある。一度大幅に生息数を減らし、

1 その結果をモニタリングすることによって当初の生息数推定値を再評価し、母数を推定する
2 ことができる。もちろん、小さな島などの孤立した小規模な個体群に関してはより慎重
3 な対応が求められ、徐々に減らすという方式をとることも必要となることはあるが、ほと
4 んどのケースでは大胆な捕獲目標を採用しても、今の状況で乱獲となる可能性はほとんど
5 ないと考えられる。

6 年次的な捕獲数は、現状と目標との単なる差ではない。捕獲期間の間にも繁殖し、生息
7 数を増加させている一方で、自然にも死亡している。毎年どれくらいの個体が死亡し、ど
8 れくらいの個体が増加しているのかは、捕獲個体のモニタリングとモデルによって把握で
9 きる。こうしたデータも捕獲計画に反映させながら、年次計画を立てていかなければなら
10 ない。

11 個体数調整に当たって重要なことは、オスを捕獲するのか、メスか、両者かという内訳
12 である。その内容によって、個体群のその後の動向は大きく変化する。例えば、オスだけ
13 を捕獲する場合は、確かにとったオスの分だけは減少するが、生息密度を効果的に落とす
14 という役割はあまり期待できない。ニホンジカは一夫多妻の社会をもつて、オスが少数
15 になってもメスの繁殖活動が妨げられることはないからである。多数のメスが残る限り生
16 息数増加は継続する。したがって、個体群の増加を抑制し、生息密度を低下させるにはメ
17 スを主に捕獲することが肝要である。

18 捕獲数を増やす努力、及びメスの捕獲数を増やす努力は様々な形で行われてきた。特定
19 計画に基づく個体数調整や有害鳥獣捕獲による捕獲推進の他、狩猟による捕獲数増加のた
20 め、狩猟期間の延長、1人1日あたりの捕獲数制限の緩和、特例休猟区制度を利用した休
21 猟区でのニホンジカ狩猟、ワナに関する制限の緩和、これまで銃猟を禁止していた地域で
22 入猟者承認制度の活用による秩序ある狩猟を行う、わな免許取得への援助などの狩猟者確
23 保のための施策などが行われている。引き続きこれらの施策を活用し、捕獲数をさらに増
24 やすことが必要である。特に従来の狩猟者の減少と高齢化が進んでいる状況のままでは、
25 近い将来には強い狩猟圧を加えることも一定の捕獲圧を維持することも難しくなってくる
26 ことは明らかである。従来の施策を超えた、担い手確保のための抜本的な対策を検討しな
27 ければならない。

28 ニホンジカ個体群抑制に直接つながるメスの捕獲を増やす手段として、1人1日あたりの捕
29 獲数の制限を緩和すると共に、その枠の中でオスの捕獲可能数を制限しメスの捕獲
30 可能数を増やすという施策が各地で行われている。その結果メスの捕獲数は近年増加して
31 いるが、それでも全国的にはニホンジカ捕獲数の5～6割程度に止まっている。メスの捕
32 獲数がオスを上回っている都道府県はまだ限られている。ニホンジカの生息数低減を目指
33 しているところでは、当面メスの捕獲数がオスを上回ることを目標にすべきである。また急速に大幅な生息数低減を行う際には、メスに集中した捕獲圧を加える必要があり、実
34 施計画においては特にメスの捕獲数目標を明確にする必要がある。

35 ハンターに対してメスジカを捕獲する意義をさらに浸透させると共に、メス捕獲に対する

1 る様々なインセンティブを工夫しなければならないだろう。

2 今のところ目標通りニホンジカ個体群の抑制に成功し、次の段階としてその状態を安定
3 的に維持するという課題に入っている地域はまだないが、そのような場合でも被害及び個
4 体群の増加を防ぐための施策が必要となる。さらに、その段階では狩猟資源の維持と利用
5 という課題も大きなウエイトを占めることになるだろう。それらの目標にあった形で、捕
6 獲を継続する施策が必要となる。

7

8 2) モニタリングと科学的な評価

9 個体群管理と被害防除を進めるに当たっては、モニタリングとその結果の解析、それを
10 もとにした施策の評価と次の施策へのフィードバックが欠かせない。

11 順応的管理に必要なモニタリングの主要な項目として、ニホンジカ個体群の動向に関する
12 項目、被害と被害防除の動向に関する項目、環境の変化やニホンジカによる生態系への
13 影響に関する項目が挙げられる。これらの項目に含まれる調査項目は数多く、予算と実施
14 体制の制約が強い中で、そのすべてを網羅することは難しい。したがって、モニタリング
15 のどこに重点を置くか、何を優先させるべきかという点をまず良く検討して、計画を作る
16 ことが重要である。毎年行うことが必要なもの、何年かに一度行えばよいもの、必要に応
17 じて実施した方がよいものなどを整理すべきである。その上で、基本的なモニタリングは
18 長期間継続することが不可欠である。

19 モニタリングの中でもっとも重点が置かれているのは、次に述べるニホンジカ個体群の
20 変動であるが、被害や環境に関する項目も軽視して良いものではない。被害に関しては、
21 厳密に測定することも意義があるが、むしろ一定のやり方と規模で続けられ、長期にわた
22 る変動が比較可能なデータが重要である。また環境のモニタリングに関しては、ニホンジ
23 カによる生態系への影響が広がり、一部では土壌流失など治山問題へ拡大していることに、
24 特に注目する必要がある。植生や生態系に対するニホンジカの影響を、簡便な手法でラン
25 ク区分する試みが各地で始まっているが、研究的な詳細な調査だけでなく、このような簡
26 便な手法の標準化と、それに基づく広域的なモニタリングが必要となっている。

27 もっとも重要な項目であるニホンジカ生息数あるいは密度の変動に関する調査は、目標
28 設定と捕獲のコントロールに欠かせない。生息数や密度の推定には様々な手法が用いられ
29 ているが、どの手法で実施すれば完璧であるということはない。それぞれに利点、欠点が
30 があるので、それらを踏まえて使い方を考える必要がある。また、複数の手法を用いる場合
31 には、密度指標間の相互関係の検討が必要となる。注意しなければならないのは、いずれ
32 の手法においても、推定値はほとんどの場合過小となっていることである。この過小推定
33 値を簡単に補正する方法は近年実用されはじめたところであるが、依然、大きな推定誤差
34 を伴う。したがって推定した生息数を確定的な数値として考え、それだけに基づいて捕獲
35 等の計画を進めることは誤りである。このことはすでに多くの都道府県で経験している。
36 むしろ生息数推定値は1つの指標であると考え、CPUEやSPUE、ライトセンサス、一定

1 の手法に基づいた被害額など複数の生息数指標を併用して複数の指標を用いた検討を行い、
2 個体群の動向を評価し、捕獲圧等の調整を行うことが望まれる。

3 また、個体群動向を推定するために生息数シミュレーションプログラム（SimBambi な
4 ど）が用いられており、それに用いる個体群パラメータの収集を目的として、捕獲個体の
5 分析、特に生命表作成のため年齢査定に大きな労力が割かれてきた。しかし多くのところで、
6 サンプル数が充分でなかったり、妊娠率に関してはサンプル採取の時期が適切でなか
7 ったりして、膨大な労力の割に利用できるデータとなっていないのが現実である。年齢構
8 成のデータはあるに越したことはないが、どの地域でも優先的に収集しなければならない
9 ものではないし、毎年収集する必要のあるものではない。年齢構成については、シミュレ
10 ーションに必要な初期の個体群構成を明らかにするととも、コホート解析をするといった目的
11 を明確にし、必要な場合にそれなりの規模で取り組むべきである。妊娠率のデータは年
12 齢構成よりも優先度が高いが、これも利用できるサンプルサイズとなるよう、特定の地域
13 で集中的に収集するとか、複数の都府県が協力して地域個体群のパラメータを把握すると
14 いった工夫が求められる。

15 推定生息数や個体群パラメータは、多くの推定誤差を含んでいる上に、個体群の変動と
16 いう事象自体が確率論的な過程であり、不確実性が大きい。そのため、シミュレーション
17 プログラム SimBambi でも、バージョン 4 以降を用いて複数回の計算を行い、区間推定を
18 行うことが求められている（三浦・堀野、2002）。野生鳥獣の個体群管理は、行政施策にお
19 いて一般的な決定論的な取り扱いではなく、確率論的な取り扱いが必要な分野であり、暫
20 定値を基に計画を立て、その結果がモデルとどの程度乖離するかをみながら現実を評価し、
21 計画そのものを修正していくことが重要である。

22 そのためには、モニタリングの結果を科学的に分析・評価し、評価結果を施策に反映さ
23 せる仕組みが必要である。多くの地域で、「検討会」あるいは「連絡協議会」が作られて
24 いるが、これは様々な関係機関や利害関係団体を含んでおり、科学的な内容の論議というよ
25 りも、どちらかといえば施策としての最終的な合意をとる場という性格が強い。また一方
26 では、行政や調査機関から独立した評価機関が必要とする意見もあるが、日本の現状では
27 専門家は極めて限られており、多くの研究者もモニタリング調査や計画策定に何らかのか
28 たちで加わっているのが普通である。つまり、完全な第三者による評価機関の設置は、非
29 現実的だといえる。このような実態を踏まえると、検討会に参加する専門家及びその他必
30 要な専門家と行政官によるワーキンググループ、あるいは科学委員会を設け、そこである
31 程度の時間をかけた科学的検討を行う体制が現実的だと思われる。そしてその結果を公表
32 し、行政的及び社会的な合意形成を図る必要がある。現状ではこのようなワーキンググル
33 ープあるいは科学委員会を設置しているところはまだ少数であり、いわゆる「検討会」だ
34 けが行われ、モニタリング結果等に関する科学的な論議が不十分なところが多い。一部で
35 は具体的な検討を欠いた形式的な計画、あえて言えば中身を欠く行政的な作文が作成され、
36 特定計画の形式化、形骸化が進んでいるという問題もある。これを改めるためにも、ワー

1 キングあるいは科学委員会といった具体的な論議を行う場が重要である。

2

3) 連携した保護・管理

4 特定計画は鳥獣保護管理法に基づき都道府県知事が策定するものであり、鳥獣担当部局
5 が管轄する。しかしながら以下のような様々なレベルの連携なしには、特定計画はうまく
6 機能しない。

7 まず第1に、ニホンジカ個体群は多くの場合複数の都府県にまたがる山塊単位で分布し
8 ており、地域個体群単位での保護・管理が必要である。つまり、隣接した都道府県を含ん
9 だ広域的な保護又は管理の方向性を示す指針（以下「広域指針」という。）の中で、各都府
10 県の計画が位置づけられることが必要となる。この広域指針は、鳥獣保護管理事業計画の
11 指針で示された制度的な裏付けのある場合もあるが、関係者による任意のものであっても
12 良い。特に指定管理鳥獣捕獲等事業が平成27年度から開始しているが、都道府県が本事業
13 を行う場合は、関係自治体とも実施計画の策定時に協議を行うこととしており、同一の地
14 域個体群を管理する場合は協議が必要である。それら以外でも、共通の認識の上に立って、
15 地域個体群としての保護・管理が実質的に進められることが肝要である。そのためには、
16 非公式でも良いから情報の共有と認識の統一、施策の調整を協議する何らかの場を設定し、
17 それを継続することが必要である。また、地域個体群に関する基本的な情報が整理され、
18 長期間にわたって保存され、必要なときにアクセスが可能となっていることが好ましい。

19 第2は行政の部局間の連携である。特定計画は個体群の管理、被害防除、生息環境の管
20 理の3本柱で構成されるが、鳥獣行政は被害防除と生息環境管理に関する行政的なツール
21 をほとんど持ち合わせていない。これらの分野については農林水産行政部局が実質的に大
22 きな役割を果たしている。したがって特定計画は、これらの部局の施策と十分な調整と連
23 携をとったものであるべきである。被害防除や環境管理に関する農林水産部局の施策が、
24 特定計画のこれらの分野を実質的にカバーし、結果的に総合的な展開が組み立てられるよ
うにすべきである。

25 第3は、市町村との調整と連携である。特定計画に基づく具体的な施策を現場で実行する
26 主体は、指定管理鳥獣捕獲等事業以外は市町村であることが多い。現在、捕獲許可権限を
27 市町村に移譲しているところがほとんどで、2008（平成20）年に施行された鳥獣被害防止
28 特措法に基づき、市町村が独自の被害防止計画が各地で作成されている。したがって、こ
29 れらの市町村の計画と特定計画や指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画との調整をとること、
30 市町村計画が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画とともに特定計画の実施計画として位置づ
31 けられるよう調整を進める必要がある。より適切で効果的な施策を進めるためにも、この
32 調整は重要である。

33 最後に繰り返し指摘しておきたい。特定計画は、ニホンジカが存在しないという条件下
34 で歴史的に成立した生態系に対して、新たに侵入したニホンジカが重大なインパクトを与
35 えている又はそのおそれがある場合以外、地域個体群の除去や根絶を目的とするものでは

1 ない。このことは、農林業被害は大幅に軽減されるものの、完全には解消しないことを意
2 味する。したがって、被害防止や防除のための防護柵の設置などの施策は、農林業部局と
3 連携し、引き続き進められなければならない。すなわち、ニホンジカの生息地での草地造
4 成や伐採などは、餌量の増加を通して個体群増加の引き金となる。したがって、こうした
5 場所では極力土地の改変や攪乱は行わないことや、長伐期施業に切り替えることなどの理
6 解や協力が必要である。特定計画には、総合的で包括的な施策が織り込まれなければなら
7 ない。

8

9 (2) 特定計画の作成と実施

10 1) 現状把握と保護・管理目標の設定

11 現在の局面におけるニホンジカ問題の基調は、ニホンジカ個体群の増加によって引き起
12 こされた諸問題である。しかしその内容には、農林業被害問題だけではなく生態系への影
13 響という、これまで行政が取り組んだことがない課題も含まれている。さらに、各地域の
14 状況は様々であり、対象とする個体群が小規模で孤立している場合（典型的には小島嶼）
15 もあれば、北海道のように広大な地域を対象とする場合もある。これらの地域には自然公
16 園等も含まれ、これまで長い間ニホンジカの採食圧にさらされたことのない地域への影響
17 が生じている。さらに移入した個体群の問題や養鹿などに起因した遺伝的攪乱の問題もあ
18 る。ニホンジカの保護・管理には性格や条件を異にする様々な問題が含まれており、それ
19 は地域ごとに異なるだけでなく、同じ地域でもいくつもの問題が含まれていることが多い。
20 したがって、それぞれの地域における問題の性格を把握し、地域の条件にあった目標の設
21 定と手法の選択を自ら行う必要がある。特定計画のための必須情報も地域によって異なる
22 部分がある。ニホンジカの保護・管理においては機械的で画一的な基準や施策は存在しな
23 い。具体的な資料の分析と的確な評価、判断、個別の状況を踏まえた施策が必要なのであ
24 る。そのため、専門的な技能を有する機関を含めたシステムが必要であろう。

25

26 ①地域個体群の現状

27 特定計画策定に先立って、その検討のために基礎資料整理を行い、実態を明らかにする
28 必要がある。すでにモニタリングが行われている場合は、その結果の整理と分析、評価を行
29 い、資料が不十分な場合は、必要な重要項目について調査を実施する。なお、以下は整
30 えた方がよい資料であるが、特定計画の進捗状況を分析する中で、当面の重点課題が何で
31 あるかを明確にし、そのために必要な調査項目の優先順位を付け、重点的に実施すること
32 が肝要である。地域個体群の区分と特定計画におけるゾーニングについては、後の章で述
33 べる。

34

1 i 分布状況

2 どの地域個体群に属するか、またその地域個体群の全国的な位置付けを明確にする。保
3 護・管理の対象とする地域が地域個体群の一部分である場合は、その地域個体群の中でど
4 のような位置付けに当たるかを提示する。分布の変動は、地域個体群動向の1つの指標で
5 あり、分布管理は個体群管理の一分野でもあるが、これまでの特定計画の中には、分布変
6 動にあまり注意を払っていないものもある。資料に基づき、最近20～30年間の変動傾向を
7 整理すると共に、少なくとも特定計画の5年ごとの更新に当たっては、分布域の変動を把
8 握することを推奨する。大まかな分布の把握については、毎年情報が蓄積される捕獲位置
9 情報を活用し、経年的な変化をモニタリングする。分布拡大が懸念される地域がある場合
10 には、捕獲位置情報では把握できないことがあるため、目撃情報等が計画の主体となる機
11 関まで逐次情報が届く体制を構築しておく必要がある。

12

13 ii 生息密度と推定生息数

14 新たに特定計画を作成するところでは、過去の調査資料を整理すると共に、直近の生息
15 密度と推定生息数の規模に関する資料を整える（既存資料がない場合は、必ず調査を実施
16 し、現状を把握する）。これを基に密度の地域的な濃淡及び変動傾向を把握する。また、季
17 節移動の有無に関する資料、及び越冬地に関する資料（特に積雪地帯ではラフな情報でも
18 必要である）を検討する。

19 すでに特定計画を実施しているところに関しては、モニタリング資料の整理と分析を行
20 ない、ニホンジカ個体群の全体的な変動状況及び地域的な変動状況を検討する。この際、
21 生息数推定値だけではなく、ライトセンサスや交通事故の統計、CPUE、SPUEなど、様々な
22 生息数指標に関する資料も活用し、複数の指標による検討結果に基づき、個体群動向を
23 総合的に判断する必要がある。

24 これまでの経験から、生息密度・生息数の推定値はほとんどの場合過小になることが明
25 らかとなっている。したがってこれらは固定的な絶対値ととらえてはならない。指標の1
26 つとしてとらえることが必要である。また、可能な限り毎年最新の指標に係るデータを収
27 集し、評価を行う必要がある。

28

29 iii 個体群パラメータ

30 個体群パラメータの収集は、その利用目的とそのために必要なサンプルサイズをよく検
31 討し、優先順位を考えて実施することが重要である。特にメスに関する資料が重要となる。

- 32 • 捕獲個体からの個体群パラメータ資料。
 - 33 ↗ 妊娠率（最低限年齢クラス別、必要なら年齢別）
 - 34 ↗ 年齢構成（シミュレーションを行うための初期値が必要な場合やコホート解
35 析などを行う場合に実施。それ以外の場合は優先順位が低い）
- 36 • 秋期の出会い調査等により収集できる資料。これは調査の簡便性と資料の活用可能性

- からみて、捕獲個体からの資料収集よりも一般的に優先されて良い。
- SPUE（単位努力量あたりの目撃数）
 - 性比
 - メスに対する0歳仔の比率
- ・ 捕獲調査から収集できる資料
- CPUE（単位捕獲努力量[=出獵日数]あたりの捕獲数）、SPUE（単位努力量[=出獵日数]あたりの目撃数）
 - 5 km メッシュ単位での捕獲数（捕獲密度）
 - ただし、SPUE 及び CPUE 等の個体群パラメータは常に変化する指標であり、地域性を反映させなければならないことを考慮すべきである。

iv その他生物学的資料

遺伝学的研究、形態学的研究、病理学的研究、生態学的研究などの既存資料がある場合は、これらの側面に関して対象とする地域個体群の特徴を整理する。

②生息環境

対象地域の自然環境と土地利用、各種土地利用規制に関して、ニホンジカの保護・管理と関連する項目について既存資料により現状を整理する。これらは、ゾーニングを考える上で必要になる。

i 自然環境と土地利用

- 地形、標高、植生、土地利用（耕作地、林業利用地の分布など）
- 気候条件（特に積雪の状況）

ii 土地利用規制等

- 土地所有区分（民有地、公有地、国有地の分布と面積）
- 自然公園（国立、国定、都道府県立公園の分布を指定区別に）、自然環境保全地域（国、都道府県指定）、その他林野庁が指定する各種保護地域（森林生態系保護地域など）
- 鳥獣保護区及び休獵区

③農林水産業に係る被害及び被害防除状況

被害発生の経緯と現状、被害防除（捕獲を除く）の実施状況に関する以下の項目について整理する。被害量の把握に関しては、当面現行の手法（農業被害については農林水産省の「農作物有害動植物防除実施要領の運用について」、森林被害については「林野庁の森林被害統計資料調査要領」）に基づく既存資料を用いる。なお、より実態を把握できる手法で被害調査を行った場合は、その資料を用いる。なお、被害調査は被害の絶対量を明らかに

するよりも、総体的な長期的動向が把握されることが重要である。その意味では、被害者である地域住民の被害意識を反映する農業集落アンケートにより、合わせて被害動向を把握することが望ましい。

参考 URL http://www.wmi-hyogo.jp/publication/pdf/mono_monograph02.pdf
被害に関する資料を収集・分析する目的は、被害の性格と動向を把握して、被害防除のための手法とその地域的展開に関する戦略、戦術を検討することにある。この場合、他の動物による被害の状況を的確に把握することは、ニホンジカ以外の動物による被害対策を含めた総合的な対策を検討するために重要である。

i 被害発生の経緯

- 被害発生の歴史と変遷（地域的な拡大状況など）、被害対象（農作物被害か心理被害か）などについて簡単にまとめる。
- 被害量及び被害発生地域の推移についてまとめる。

ii 被害の現状

- 被害の対象と被害形態
 - 造林地の場合は幼齢林かそれ以外か、葉の摂食被害か樹皮剥ぎか、樹皮剥ぎの場合は摂食か角研ぎか、など。
 - 農作物被害の場合は作物種と加害形態（摂食、踏み荒らし、樹皮剥ぎ、枝折りなど）
- 他の動物による被害の現状、ニホンジカによる被害であることの根拠、及び他種による被害の状況（カモシカ、ノウサギによる幼齢木食害は、しばしばニホンジカと混同される。また、カモシカによる加害は形態上ニホンジカと区別がつかない場合が多い）。
- 被害種類別の発生地分布図
- 被害量の変動と現状（当面既存資料でよいが、用いた調査方法と評価方法を具体的に記述しておく）

iii 被害防除（捕獲を除く）の実施状況

- 被害対象別に用いられている防除手法。
- 手法別の実施状況（実施地域、規模）。
- 実施結果についての評価（効果及び問題点について整理し記載する。具体的な分析資料がある場合には資料として添付する）。

④生態系に係る影響や被害

ニホンジカは生態系への様々な影響（自然公園地域等での動植物の種構成の変化、特定の種の消失、草原化などの景観の変化、エロージョン、これらを通じての陸上・沿岸海域

1 生態系への影響)を現実に引き起こしている。その影響に関しては研究が遅れているが、
2 保護・管理上の問題として見過ごすことはできないし、対応しなければならない具体的な
3 課題となっている地域も多い。

4 したがって次のような項目について、情報を収集整理する必要がある。特に希少植物種
5 やニホンジカの圧力に対する耐性を欠いている植生(高山植生や湿原植生)に注目する必
6 要がある。なお、このような影響の調査・評価方法・影響への対策に関して標準化はまだ
7 行われていないが、いくつかの自然公園等をはじめとした各地域で研究・影響への対策が
8 進められているので、当面はそれぞれの地域で研究者等と相談し対策を検討することを勧
9 める。

10

11 i 影響の種類(次のような現象が起きているかどうか)

- 12 · 特定植物種の消失や著しい減少
13 · 不嗜好植物の増加
14 · 林床植生の減少
15 · 小径木や利用可能な高さ以下の下枝の消失(ブラウジングラインの形成)
16 · 剥皮(人工林を除く)の進行
17 · 局所的な草原の拡大
18 · 落葉の減少
19 · 土壤流失

20

21 ii 上記のような現象の起きている場所と規模、対策状況

22

23 ⑤捕獲状況

24 狩猟と許可捕獲の実績についてまとめる。

25

26 i 狩猟による捕獲の現状と動向

- 27 · 狩猟規制等
- 28 ▫ 鳥獣保護区等の現状
- 29 ▫ 狩猟の変遷と現状
- 30 a. オスジカ捕獲禁止などの捕獲制限の経緯と現状(地域、期間、方法、捕
31 獲数の制限などに関して)
- 32 b. メスジカ狩猟を実施している地域についてはその経緯と現状
- 33 c. 狩猟期間、1人1日あたり捕獲数の制限等
- 34 d. 捕獲制限地域の推移と現状(特例休猟区その他を含む)
- 35 · 捕獲状況
- 36 ▫ 捕獲数の推移(雌雄別)

- 1 ↗ 捕獲密度マップ（5 km メッシュ図）
- 2 a. 狩猟者からの報告システムを整備し、狩猟による捕獲個体の捕獲位置情
3 報を5 km メッシュ単位で整理する。これに基づき各メッシュ毎の毎年の
4 捕獲数（雌雄別）を整理する。
- 5 b. 捕獲個体の位置だけではなく、出猟記録（出猟したメッシュと日数）に
6 関する資料を蓄積することができれば、単位捕獲努力量あたりの捕獲数
7 (CPUE)、単位努力量あたりの目撃数 (SPUE) を算出することが可能
8 となる。CPUE、SPUE は生息数の指標として有効であり、保護・管理
9 のための重要な判断材料となる。猟法(銃、わな等)ごとに CPUE、SPUE
10 の性質、変動は異なるため、猟法別に集計、評価を行う必要がある。

11 ii 特定計画に基づく数の調整・有害鳥獣捕獲等による捕獲

12 ・ 捕獲状況

- 13 ↗ 捕獲数の推移（雌雄別）
- 14 ↗ 捕獲密度マップ（5 km メッシュ図、内容については上記の狩猟個体に関する
15 記述と同様である）。

16 iii 補助金等の有害鳥獣捕獲へのインセンティブの状況

17 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況

- 18 ↗ 交付金額
- 19 ↗ 実施計画の内容

20 ・ 報奨金交付状況

- 21 ↗ 市町村別報奨金等の交付金額
- 22 ↗ 報奨金額の変遷
- 23 ↗ 交付金構成内訳（国、都道府県、市町村）

24 ・ インセンティブ措置の効果等

- 25 ↗ 捕獲数の増減や出動日数等とインセンティブ措置の状況との比較

26 27
28

1 ⑥その他特記事項

2 i 関連する都府県におけるニホンジカの生息状況と保護・管理の概況

3 ii 対象とする地域個体群の生息状況（既存資料により特徴点をまとめる）。

4 iii 生活環境被害（鉄道・道路事故、感染症等）の状況

5 iv 食害の概況

6 v 保護・管理の現状（被害防除の現状、捕獲の実施状況など）。

7 vi 狩猟者の動向

8 vii ハンター数、年齢構成の推移

9 viii 他の都道府県からの狩猟者登録

10 ix 養鹿の現状（場所、規模、飼育個体の出自、管理状況、脱柵の有無、経営状況と管理責任体制など）

11 なお、この他に、ニホンジカ保護・管理において特に関連すると思われる項目、たとえば地域社会の動向、食害対象農林作物の今後の動向などについて、特に必要と考えられる場合には記載する。

16 ⑦現状に関する評価と保護・管理の基本目標

17 ここでは以上の結果を総括し、それを踏まえて、保護・管理の概念的な目標を設定する。

18 なお、この作業を行う上で個別問題に関する考え方や判断基準等は、次の「31（1）2）特定計画の策定・実行の具体的な進め方」で述べる。

21 i 現状とこれまでの施策の評価

22 ・ 生息状況（個体群の規模と密度、孤立状況、季節移動など）、生息環境、被害と被害防除に関して、対象地域の特徴付けと評価を行う。

24 ・ これまでの個体数調整施策についての評価（捕獲数自体が少ないのか、メスの捕獲数は十分か、狩猟期間の延長等の施策はどの程度効果があったかなど）。特にうまくいっていない点の分析が重要である。

27 ・ 当該地域での保護・管理上の主要課題の明確化と特筆すべき留意点

28 ☞ 保護・管理の目的（農林業被害の低減、生態系への影響軽減、狩猟資源の持続的利用、移入個体群の排除、遺伝的搅乱の防止）からみた課題。

30 ☞ 捕獲圧の強化及びその維持を図るために課題の明確化

31 ☞ モニタリングの重点課題の明確化

32 ・ リスクマネージメントとして必要な配慮

33 ☞ 豪雪時に避難場所となる場所の把握と豪雪時の対応策、群島の個体群のように複数の小規模な集団から成り立っている場合の対応策など。

1 ii 基本的な保護・管理目標

2 ニホンジカの保護・管理目標には、おおむね次の6点が挙げられる。

- 3 ・ 地域個体群の絶滅の回避と安定的な維持
- 4 ・ 農林業被害の軽減
- 5 ・ 生態系への重大な影響の回避
- 6 ・ 狩猟資源の持続的利用
- 7 ・ 遺伝的攪乱の防止及び移入個体群の排除
- 8 ・ 非消費的な活用（自然教育、観光資源など）

9 各地域の特定計画においては、これら諸目標の中で重点がどこにあるかを明確にする一方、目標間のバランスをとることが求められる。この点を踏まえながら以下の項目を決める

- 12 ・ 個体群管理（分布管理、個体管理、密度管理）

- 13 ⚫ どのような個体群の状況を想定するか（分布、生息数、密度など）目標を設定する。ただし、すでに述べたように推定生息数を基に個体群シミュレーションを行い、それによって機械的に捕獲目標を決定するというだけでは、成績が上がらないことは明らかである。複数の手法による生息数指標の動向判断と、それを基にした多めの捕獲目標設定といった順応的対応が必要である。
- 18 ⚫ そのために用いる手段（有害鳥獣捕獲、1日あたり捕獲数制限の緩和、狩猟期間の延長など）と期待する効果を示す。
- 20 ⚫ 生息数だけではなく、分布の管理目標や、地域的な生息密度の目標を明確にする。

- 22 ・ 生息環境管理

- 23 ⚫ 各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす悪影響を軽減するための配慮を求めるものとする。また、ニホンジカの好適な餌場となる草地の造成、法面などの緑化工、耕作放棄地などの取り扱いについて述べる。
- 27 ⚫ ニホンジカの増加を促進するような森林施業について、配慮を検討する。

- 28 ・ 被害防除

- 29 ⚫ 用いる手段と共に、どの程度の水準（たとえば〇〇年頃の状態など）を目標とするかを述べる。
- 31 ⚫ イノシシなど他種の被害も発生している地域では、複合的な防除対策を盛り込む。

- 33 ・ その他

- 34 ⚫ 生態系の保全、遺伝的攪乱の防止に関する目標とそれを達成するための手法を述べる。

1 **2) 特定計画の策定・実行の具体的な進め方**

2 本項では、特定計画を具体化し、実行する上で必要となる具体的問題について、その考
3 え方と判断基準、それらを踏まえた作業手順を解説する。

4

5 **①計画期間と対象地域**

6 i 計画期間

7 野生鳥獣保護・管理では長期的な対応が必要な事例が多いことを考慮し、計画期間を考える際には、当面の特定計画の計画期間と共に、中長期の目標とステップを想定しておくことが望ましい。

8 計画期間は3～5年とする。

9 特定計画は、鳥獣保護管理事業計画に基づくもので、形式上鳥獣保護管理事業計画の計
10 画期間を越えることはできない。なお、以下の点に留意する必要がある。

- 11 ・ 計画期間を5年とした場合には、中間である程度まとまった評価検討を行うほか、指
12 定管理鳥獣捕獲等事業は毎年見直しを行うことから、必要な修正と調整を行う。
- 13 ・ 野生鳥獣保護・管理は不確実性が伴う分野であり、またニホンジカは増加率が高いの
14 で、計画の前提とした数値や条件が現実とは異なっていた場合、5年間では大きな誤
15 差となってしまう。これまで取り組まれた各地での経験では、正確な初期値を把握す
16 ることはほとんど不可能であり、特に生息数の推定値は大幅に過小となっている。し
17 たがって比較的短期間（1年）でのチェックと補正が必要である。
- 18 ・ ニホンジカ個体群の動向に関する指標、捕獲実績（雌雄別の捕獲数と捕獲地域の特徴、
19 狩猟・有害などの種別）などの検討に基づき、アクションプラン・実施計画（捕獲目
20 標数、捕獲地域など）は毎年作成する。
- 21 ・ 中・長期的計画期間はその地域の状況に合わせて設定するが、10～15年くらいが目安
22 となるであろう。

23

24 ii 対象地域の設定

25 保護・管理の単位は、地域個体群とする。地域個体群の生物学的な区分と実体について
26 は根拠が明確になっているわけではないが、山塊を基礎に分布の連続性と分布が縮小した
27 ときの残り方を元に区分し、生物学的な側面を考慮しながらも、歴史的経過を踏まえた管
28 理単位として設定する。特定計画はこれを単位として策定する必要がある。その際、次の
29 点に留意する。

- 30 ・ 地域個体群は、多くの場合複数の都府県にまたがるので、隣接する都府県と協議し、
31 管理単位として共通の認識を持つように調整する（関連する地域個体群の認識が都府
32 県によって異なるようにする）。
- 33 ・ 管理計画の策定に当たっては、生息状況、地理的なまとまり、環境の特徴、食害状況
34 を考慮して、必要な場合には保護・管理のユニット（管理ユニット）を細区分するこ

1 とが望ましい。

- 2 - 管理ユニットは自然条件によって分けられることが望ましいが、保護・管理上大きな
3 問題が生じない場合には、市町村や都道府県の地方事務所管轄地域を単位として良い。

4

5 **②保護・管理のための基本的なゾーニング**

6 特定計画のために必要な場合はゾーニングを行う。ニホンジカの保護・管理におけるゾ
7 ニングは画一的に行うものではなく、以下のような視点から必要なかたちで行う。

- 8 - ニホンジカ個体群の存続と被害軽減等を考慮し、異なった目標密度あるいは目標生息
9 数を設定する場合。
- 10 - 分布管理を行う場合（一定地域からの排除など）
- 11 - 異なった施策あるいは手段を適用する場合（捕獲手法や捕獲制限など）
- 12 - 季節移動など、地域個体群の生態的特徴を配慮する必要がある場合。

13

14 **③対象種**

15 ニホンジカが特定計画の対象であることは当然であるが、1つ難しい問題がある。ニホ
16 ンジカと交雑可能な *Cervus* 属及び *Axis* 属のシカ類、及びそれらとニホンジカとの交雑個
17 体の扱いである。ニホンジカ以外の *Cervus* 属と *Axis* 属のシカは外来生物法で特定外来生
18 物に指定されており、飼育や移動には許可が必要な上、野外に放すことは禁じられている。
19 野生化したものは当然のことながら排除すべき対象である。この場合、原則的には外来生
20 物法に基づく防除事業として進められるべきだが、交雫は始まっているものの、その範囲
21 がはっきりしないケースや、交雫の可能性がありそうだという状況においては、外来生物
22 法と鳥獣保護管理法のどちらに基づいて対応するかが問題となることが想定される。特に
23 2つの法律の所管部局が異なる場合には、双方が押しつけあって結局対策がとられないま
24 ま時間が経過し、問題が深刻化するといった事態が生じることも考えられる。手遅れにな
25 らないためには早急な対応が必要であり、迅速な調整が求められる。また、必要な場合は
26 このような交雫個体の排除を特定計画の中に位置づけることができるものとする。

27

28 **3) 具体的な管理目標及び管理方式の設定**

29 2015（平成27）年5月現在、39都道府県でニホンジカの特定計画が作成されている。こ
30 れらの計画により、一定の成果が上がっているが、今のところ大部分の地域で掲げた目標
31 の達成には至っていない。これは①推定生息数が過小であり、それに基づいた計画に縛ら
32 れていること、②捕獲数自体が少なく目標数に達していない地域が多いこと（捕獲能力の
33 問題が大）、③メスの捕獲数が少ないと、が主な原因である。したがって捕獲のインセン
34 ティブ、特にメスの捕獲数を増やす工夫と、その観点からの諸制度（1日あたり狩猟によ
35 る捕獲数制限の緩和、狩猟期間の延長、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、など）の活用、
36 取捨選択をさらに工夫する必要がある。

1

2 ①個体群管理

3 個体群の管理は、地域個体群の存続を保障するという条件の下で行われる必要がある（た
4 だし、移入個体群の排除や遺伝的攪乱防止のために逃亡個体を排除するような場合は、個
5 体群の維持は目標とはならない。完全排除が目標となる）。

6 個体群管理を進める際に一般的に用いられる指標として、「生息数」と「生息密度」の2
7 つがある。「生息数」は個体群存続のためにどのくらいの生息数が必要か、何頭くらいの持
8 続的収穫が望めるか、あるいはある頭数を捕獲するのにどの程度の捕獲努力が必要かとい
9 った問題を考える際に特に重要となる。「生息密度」は単位面積当たりの生息数で、被害が
10 許容できる水準や環境に対するインパクトの水準を考える上で重要となる。ただし、生息
11 数も密度もほとんどの場合過小推定となるので、推定値を絶対的な数値ではなく1つの指
12 標としてとらえ、他の様々な生息数指標の動向と合わせて使用することが現実的である。
13

14 i 生息数管理のための生息数水準等

15 保護・管理対象個体群について、次の生息数レベルの水準を設定する。生息数については現行の手法により推定した数値を使用する。なお、最低維持水準以外は、数値に幅を持
16 たせて設定する方が現実的である。具体的なイメージは、北海道の例等（P.2 エラー！参
17 照元が見つかりません。）を参照すると良い。

18 • 最低維持水準

- 20 ◇ 地域個体群存続のため、それぞれの地域で最低限確保すべき水準（MVP :
21 Minimum Viable Population）。これは豪雪などの予想されるカタストロフィ
22 一が起きても確保される水準として設定されるべきである。また当然のこと
23 ながら削減目標水準ではなく、これを割り込まないようにするという閾値で
24 ある。
- 25 ◇ 数値についてはとりあえずIUCNの指針を参考とするが、地域の状況に応じ
26 て設定する。分布可能地域が狭くて、著しい高密度でなければIUCNの数値
27 が満たされない小規模個体群については、無理をしてこの数値を目標とする
28 必要はない。ニホンジカの場合、数頭程度の個体から出発した個体群が長期
29 的に維持されている例が多数あり、経験的には遺伝学的MVPにも、また人口
30 学的MVPにもあまり神經質になることはないと言える。小規模個体群の個別
31 具体的な情報に基づき存続可能性を検討することは重要であるが、簡単に科学的
32 的な結論が得られるわけではない。むしろ、小規模な個体群を維持するた
33 めの様々な施策（きめ細かなモニタリングと、狩猟施策のこまめな調整など）
34 により、丁寧な対応をすることが重要である。
- 35 ◇ この水準を割り込んだ場合、及び割り込む危険性が無視できない場合は、個
36 体群回復のために捕獲の禁止などの措置を取る。

- 1 ・ 目標水準
- 2 ☞ 特定計画の目標とする生息数の水準で、幅を持たせる方が現実的である。そ
3 の下限値は、最低維持水準よりは高い数値である必要がある。
- 4 ☞ 目標水準は、生息数削減の目標であるだけでなく、生息数が著しく減少した
5 場合には回復目標ともなる。
- 6 ☞ 豪雪等による急激な減少の発生が想定される地域では、そのような事態とな
7 っても最低維持水準を割り込まないように配慮することが好ましい。
- 8 ☞ 目標水準となった場合の狩猟のあり方及び「特定計画に基づく数の調整」の
9 在り方は、あらかじめ明確にしておく（狩猟はオスだけに限りメスは特定計
10 画に基づく数の調整だけにするのか、メスも狩猟するが捕獲総数を期間の短
11 縮などにより実質的に制限するのかなど。ただしメスを全く捕獲しないと、
12 再び急速な増加が起こる可能性が高い）。
- 13 ・ 管理措置区分のための水準
- 14 ☞ 目標水準に至るまでの間で、いくつかの異なる措置をとる場合にはそれに合
15 わせたいいくつかの水準（例えば北海道では、緊急減少措置をとるべき水準と
16 漸増措置をとるべき水準を設定）を設定しておく方が有効である。
- 17 ☞ この水準は全ての特定計画において必須ではないが、採用する手法毎に生息
18 数水準の目標を設定することが望ましい。
- 19 ・ その他留意事項
- 20 ☞ ニホンジカの場合増加率を大きく左右するのはメスの比率であるので、目標
21 とする性比を設定することが好ましい。捕獲数の目標設定にあたっては、必
22 ず雌雄別に設定する。

24 **ii 密度管理のための水準**

25 ニホンジカの密度と被害水準や生態系へのインパクトとの関係については、今のところ
26 明確な基準はない。これまでのところ、非積雪期の密度で、農林業被害があまり大きくな
27 らない密度は平均値で1～2頭/km²、自然植生にあまり目立った影響がない密度は平均
28 値で3～5頭/km²以下と言われている。地域の環境、生息するニホンジカの体サイズ等
29 によってこれらの値は異なるため、特定計画を実行していく中で、これらの密度と環境・
30 被害との関係については分析を進め、各地域の基準を明らかにしていかなければならない。
31 なお、越冬地や夏期に個体が集中して生息する地域についてはこの数値は適用できない。
32 必要な場合は調査に基づき、個別に密度水準を設定する。

34 **iii 分布管理**

35 今の局面で問題となる分布管理及び個体管理は、特定地域からの排除である。これは次
36 の条件の時に行う。

- 1 · 分布管理
- 2 ④ 近世以降において分布しなかった地域へ移入された個体群（亜種、別種、交
3 雜種を含む）で、その地域の環境や農林業に影響を及ぼしているもの及び放
4 置すれば在来個体群との交雑等が生じる可能性のあるもの。
- 5 ④ ニホンジカが存在しないという条件下で歴史的に成立した生態系に対して、
6 新たに侵入したニホンジカが重大なインパクトを与えていたり又はそのおそれ
7 がある場合。
- 8 ④ このようなケースにおいては、現状に関する資料とそれを評価する上での考
9 考え方を社会的に公開し、どのような施策を採用するかについて合意形成の努
10 力を行うことが重要である。ただしこれは、完全な合意が得られなければ施
11 策を決められないということではない。行政による決断は、必要な時点で行
12 われなければならない。方針を決断し実行した上で、その結果を評価し、必要
13 ならば方針自体を変更すれば良いのである。フィードバック管理においては、
14 基本方針自体の変更も当然あり得るのである。方策の決定を際限なく延
15 ばすことは、何もしないことを決めたことと同じである。このような態度は、
16 しばしば事態を悪化させ、元々の生態系を回復させることが不可能となるこ
17 とも多い。

- 18
- 19 iv 個体管理
- 20 · 出自がその地域でない個体で、放逐されたか飼育下から逃亡あるいは放棄されたものは排除することを原則とする。
- 21 · 出所は不明であるが、状況からその地域の個体群出自ではないと推定されるもの（別種等を含む。この場合、疑がわしきは罰するという考え方を探る必要がある）。

24

25 v 捕獲に関する制限を緩和する際の目安

26 前ガイドラインでは捕獲制限を緩和する際の生息数レベルの目安を示したが、2007（平
27 成 19）年度に環境大臣による全国的なメスジカ捕獲禁止措置が解除され、ニホンジカの特
28 定計画が普及して各地で様々な取組が進んでいる状況となった現在、このような画一的な
29 目安はそれほど重要ではなくなったと考えられる。むしろ、それぞれの地域個体群の状況
30 と地域社会の合意に基づいて管理目標を設定し、それを達成するために必要な手段を検討
31 し、モニタリングしながら調整していくという作業を、それぞれの地域で進めることが重
32 要である。

33

34 vi 計画の策定と実行、評価における留意点

35 このガイドラインでは、個体群管理における目標の設定と捕獲施策の選択に関して、生
36 息数に関する数値目標や個体群パラメータに関する具体的な目標、基準を示していない。

1 それは、ニホンジカの保護・管理が画一的には進められず、一般的な原則はあるがそれぞ
2 れの対象について個別具体的な組立が必要なこと、一般的な原則とは数値基準ではないこ
3 とによる。そのため、計画の策定と実行における選択の幅は広くなっているが、それを適
4 正に進めるための担保は、フィードバック管理というシステムと、リスク管理の発想であ
5 る。保護・管理がうまくいくかどうかは、管理の緻密さに大きく依存する。たとえば、100
6 頭程度の小さな個体群においても、常にそのサイズと構成が把握されており、狩猟が完全
7 にコントロールされている（いつどのような個体を何頭まで捕るか）ヨーロッパの獵区の
8 ようなシステムであれば、メスジカの捕獲数管理も十分可能である。したがって個体群管
9 理は、捕獲行為の管理がどこまでできるか、個体群の反応をどれだけ迅速かつ正確に把握
10 して施策に対応できるか、環境の変化をどこまで把握しそれに対応をとれるかによって左
11 右される。

12 個体群コントロール計画の基盤となる生息数は、これまでの経験から過小に推定されて
13 きていることが確実である。しかし、どの程度過小かは不明であり、その補正は今のところ
14 できない。また、そもそも推定値は誤差を含むものであり、過小推定の問題がある程度
15 解決されたとしても、大型哺乳類の場合は相当に大きな誤差範囲となる。したがって生息
16 数の推定値を固定的な数値として計画の基礎におき、機械的に実行すると常につじつまが
17 合わなくなり、計画が破綻する。生息数コントロールのために生息数に関する数値は必
18 要であるが、それは一つの指標にすぎない。

19 このような視点から、以下に具体的な留意事項を示す。

20 • 生息数の過小推定に対する対応

- 21 ◇ 生息数コントロールにおいて生息数の推定値は必要であるが、それは絶対値
22 ではなく指標の一つとして扱う。
- 23 ◇ 個体群の動向（増加傾向か減少傾向か、それは緩慢か急激か）は、各種の密
24 度及び個体群や環境に関する指標（モニタリングの項で示す）によって判断
25 する。
- 26 ◇ 個体群の動向に関する指標の検討に基づいて、採用する捕獲手段及び毎年の
27 捕獲数の調整を行う。ただし、過小推定した生息数に基づき徐々に減少させ
28 るというこれまでの進め方よりも、最初の段階で思い切った捕獲圧を加えて
29 一度大きく減少させ、その上で捕獲圧の微調整を図る方が好ましいことは、
30 これまでの経験から指摘されている。多くの地域では、恐る恐るではなく、
31 最初に大胆な削減を行うことを追求した方がよい。
- 32 ◇ 個体群パラメータも判断材料の一つであるが、この指標にはタイムラグがあ
33 ることに注意する。

34 • リスク管理

- 35 ◇ リスク管理は一般的な生物学的原則を踏まえる必要があるが、現実的には管
36 理手法と管理の強度によって左右される。したがって管理手法と管理の稠密

1 さ、それを支える体制が事態を左右する。

- 2 ④ ただし当面の対応として、地域ごとに最小維持生息数の水準は設定する（最
3 低限の残し方を設定しておくということであり、それはかなり無理をしても
4 維持する水準の場合もある）。
- 5 ⑤ 小さな島から構成される群島などでは、各島の生息数や密度は著しく少なく
6 とも複数の島にニホンジカを残すようにする（低頻度でも交流があれば、そ
7 の方が絶滅リスクは少ない）。

8

9 vii 捕獲技術の改善と捕獲のインセンティブ

10 増加したニホンジカ個体群のコントロールを成功させるためには、捕獲数、捕獲効率を
11 大幅に上昇させる必要がある。従来行われてきた手法（技術）だけでは対応できない地域
12 がいくつも生まれている。そのため、誘引技術を組み合わせた捕獲やICT技術を取り入れ
13 た捕獲装置など、効率的な捕獲手法の開発と普及が試みられている。ただし、どの手法も
14 万能ではなく、各手法に適した条件下で実施することが肝要であり、従来からある伝統的
15 捕獲手法も含め、条件に合わせた捕獲手法の適切な選択が捕獲数、捕獲効率を上げる最も
16 現実的な手段といえる。

17 また、捕獲に対する意欲を高めるための動機付けが必要であり、捕獲個体利用の開拓、
18 捕獲奨励金の活用、捕獲の事業化なども重要な手段である。

19

20 ②被害防除

21 個体群のコントロールは、被害低減のための柱であるが、それだけでは現実の被害を防
22 ぐことはできない。捕獲以外の手段による被害防除も重要である。それは次の理由による。

- 23 ① ニホンジカ密度の低減には時間がかかるし、必ずしも計画通りにいかない場合がある。
24 その間の被害防除は他の手段が必須である。
- 25 ② 被害防除の確実性や対費用効果の点で、捕獲以外の手段が有効な場合がある。
- 26 ③ ニホンジカ個体群の保護・管理上の都合により、被害が発生しないほどの低密度で
27 きない地域がある。
- 28 ④ 個体群のコントロールと捕獲以外の被害防除が相乗してこそ、防除効果がある。
- 29 ⑤ 以上の理由から、捕獲以外の手段による被害防除は積極的に進める必要がある。被害
30 防除は農林部局の施策として行われることが多いが、それらが実質的に特定計画の被
31 害防除分野をカバーするよう、調整がとられなければならない。捕獲以外の手段は、
32 ある程度高いニホンジカの密度を目標とする地域などで優先的に実施される必要があ
33 る。また、イノシシなど他の加害獣による被害の防除を兼ねた対策や、集落を単位と
34 した総合的な取組が重要となる。

1 ③生息環境管理

2 ニホンジカは林縁の動物であり、森林伐採や牧草地の造成、放棄され草原化した耕作地、
3 法面等の緑化によって作り出された草地は餌量の多い環境を作り出し、生息数の急激な増
4 加の引き金や高い増加率を維持する基盤となる。したがってこのような環境を作り出さな
5 い工夫が必要である。将来的には野生鳥獣の生息地の配置という観点を土地利用計画に適
6 切に取り込む仕組み、いわゆる国土のグランドデザインが求められる。これを踏まえた上
7 での当面の課題は、以下の通りである。

8

9 i 局所的な問題

- 10 ・ 緑化工の手法（柵で囲む等を含む）や耕作放棄地の取り扱いに関する工夫。
11 ・ 牧草地の管理等に関する技術の工夫。
12 ・ 耕作地・集落周辺の環境整備（土手の草や藪の刈り払い、耕作放棄地の活用など）

13

14 ii 土地利用と森林の取り扱いに関する問題

- 15 ・ 牧草地等の配置の見直し
16 ・ 長伐期化、高密度地帯における皆伐及び新植の回避の方策

17

18 4) モニタリング等

19 ①モニタリング

20 モニタリングはフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な保護・
21 管理に欠かせない作業である。特にニホンジカの保護・管理においては、計画策定時に行
22 う比較的大規模な調査だけではなく、様々な指標によって個体群の動向を経年的に判断す
23 ることがポイントとなる。

24

25 i 計画策定時に行う内容（概ね5年毎）

26 基本的には「1) 現状把握と保護・管理目標の設定」に示した内容と同じであるが、特
27 定計画による管理が進展する中で生じてきた諸問題を踏まえ、特に以下の点を重視する。

- 28 ・ 分布拡大を把握するためのアンケートまたは聞き取りによる分布調査（北海道を除き、
29 1 km メッシュレベルの分布表示ができる精度）
30 ・ 毎年のモニタリング資料の整理と分析（密度・生息数指標の変動、被害資料、捕獲個
31 体資料、捕獲動向など）の総まとめ。
32 ・ 環境に対するインパクトの分析（固定調査地等を設け、定期的な調査を行うなど）。

33

34 ii できる限り経年的に行うべき内容

35 特に、各地で行われている狩猟記録（出猟日、目撃数、捕獲数、捕獲位置など）の収集
36 と整理、データベース化を徹底し、充分に活用できるものに高める必要がある。もっとも

- 簡便に収集できる行政調査資料であり、なおかつもっとも重要な基礎データであるが、まだ回収率が悪かったり、データベース化が行われていなかったりといった問題が大きい。
- ・ 地域個体群全体を対象とした密度調査・生息数指標調査と生息数の推定（区画法、糞塊法、糞粒法、エアリアルカウントなど、地域の環境と調査規模、予算規模にあった方法を採用する。また複数の指標による検討により、動向を把握することが好ましい）。
 - ・ 密度・生息数に関する指標（上記が難しい場合）
 - ☞ 固定した調査地における簡便な密度指標（糞粒調査、越冬地での目撃調査、スポットライトカウント、出会い・目撃調査など、地域の特性にあった手法を選ぶ。相対値でよい。）
 - ・ CPUE（単位捕獲努力量あたりの捕獲数）及び SPUE（単位調査努力量あたりの目撃数）
 - ・ 捕獲実態
 - ☞ 捕獲数、捕獲場所、捕獲努力量に関するデータベースの整備（5 km メッシュ、特定計画に基づく数の調整、狩猟など捕獲の種類別）。

iii 個体群パラメータ

個体群パラメータの中でまず必要なのは、性比と繁殖率（妊娠率で代用）である。年齢構成や齢別妊娠率は、これらよりは優先順位が低い。捕獲個体から資料を得る作業は重要であるが、かなりの手間と経費が必要となる。したがってこのような調査を行う際には、調査の目的と目標をよく検討し、それにあった調査設計（調査の時期、手法と規模、サンプルサイズ）を行うべきである。従来の取組の中には、目標が多すぎたり、調査の規模が中途半端であったりして、せっかく得られた資料が分析に使えるデータとならず、無駄になっている例が多く見られる。

- ・ 繁殖指標（妊娠率、できれば年齢クラス別）
- ・ 性比（捕獲個体ではなく、出会い・目撃調査の方がよい）
- ・ 年齢構成（ベースとなる初期データとするとか、コホート解析など、利用目的を明確にして、必要な場合に実施）

iv 被害状況

- ・ 基本的には、従来の行政調査を継続することがまず必要である。同一の基準と手法による調査は、たとえ精度に問題はあっても経年的な変動は反映されると考えられる。評価の際、農地面積や造林面積が近年減少傾向にあることに留意する必要があり、単位面積あたりの被害量等で評価する必要がある。
- ・ もう少し厳密な被害の評価を行う際には、対象に合わせた調査方法を適応する必要がある。
 - ☞ たとえば幼齢林に関しては、その林分を代表するようにいくつかの植栽列を

1 選び、食痕及び剥皮の有無をチェックし、総本数に対する比率を求める。調
2 査本数は1林分につき100本以上とする。この際他の原因（下刈り時のカット
3 ト、他の動物被害など）を区別し、記録する。カモシカによる食害など、形
4 態上ニホンジカとの区別がつかない場合には、その由記載する。以上の調査
5 から同じ林分における被害本数率の経年変化を検討する。

6

7 v 生態系への影響

8 以下のような現象が起きているかどうかをチェックし、起こっている場合にはその場所
9 と規模を記録する。またこの問題に関して、それぞれの地域で行われている各種の調査研
10 究と対策についてまとめる。

- 11 • 特定植物種の消失や著しい減少、不嗜好植物の増加、林床植生の減少、小径木や利用
12 可能な高さ以下の下枝の消失（ブラウジングラインの形成）、剥皮（人工林を除く）の
13 進行、局所的な草原の拡大、落葉の減少、土壤流失
14 • このような現象が広範囲に生じている場合、一部地域であっても激しい場合、及び今
15 後急速に進行する可能性が考えられる場合には、この問題にテーマを絞った調査研究
16 を行う。

17 参考 URL http://www.wmi-hyogo.jp/publication/pdf/mono_monograph04.pdf

18

19 ②モニタリングデータの活用

20 モニタリングデータの解析、評価には専門的な知識や技術が必要となるため、行政担当
21 者が自ら全て解析できるとは限らないが、各データがどのような評価等につながるかを理
22 解することで、データ収集の重要性が認識出来る。

23

24 i 管理ユニット別の管理目標設定とゾーニング

25 施策実施の段階では、計画全体の管理目標だけではなく、管理ユニット別など施策実施
26 単位での管理目標の具体化が必要であり、管理ユニットごとの特徴に応じた目標設定が必
27 要である。ニホンジカの分布や生息密度などの生息状況、農林業被害状況、生態系への影
28 響、捕獲状況、環境情報から、何に主体をおいた管理を行っていくべきか、管理ユニット
29 毎に設定する。管理ユニットは、地形や地域個体群の分布状況に応じて設定されている場
30 合や行政単位を基準に設定されていることが多いため、管理ユニット内でもいくつかの状
31 況が混在することから、状況に応じたゾーニングを行う事が望ましい。

32

33 ii 生息動向評価、生息数推定、捕獲目標の設定

34 生息動向を把握する際には複数の生息密度指標の検討により評価する必要がある。生息
35 数推定では、複数の生息密度指標に加え、捕獲数の情報を合わせて評価する事で過小評価
36 の危険性を避ける。推定モデルによっては、性別、捕獲位置別の捕獲数を使用し、森林面

1 積等の環境情報も加味する事がある。捕獲目標の設定に際しては、推定された生息数が基
2 本情報となるが、実施に際しての捕獲計画の設計にあたっては、捕獲目標の実現性を考慮
3 するため、捕獲実績を踏まえる必要がある。

4

5 **iii 捕獲計画設計**

6 指定管理鳥獣捕獲等事業など捕獲計画を設計する際、捕獲計画を可能な限り具体化する
7 ことで目標捕獲頭数の実現可能性が高まる。目標捕獲頭数は管理ユニット毎に配分され、
8 または管理ユニット毎に設定されるため、最低限管理ユニット毎に具体化する必要があり、
9 実施単位である鳥獣保護区等の一定の対象地域の単位、市町村単位または捕獲隊レベルま
10 で具体化されることが望ましい。

11 地域毎のニホンジカの生息密度、猟法、従事する捕獲者により、捕獲効率は異なり、路
12 網状況等の地域の環境により作業効率も異なる。捕獲効率、作業効率に影響する各要素に
13 応じた捕獲計画の設計が必要である。多くの場合、各要素に応じた捕獲効率、作業効率の
14 解析や検討が行われていないため、捕獲計画を設計する準備段階までに、これらの情報
15 （例：下記）を収集、解析し、捕獲従事者の選定、用いる猟法の選択、人工の把握、積算
16 をする事が望ましい。

- 17 · 現在の捕獲従事者の構成把握（年齢構成や捕獲従事に関する専従度合い等）
18 · 捕獲従事者の構成毎の特性把握（主たる猟法、猟法別の1人あたりの捕獲頭数等）
19 · 現在の捕獲状況の把握（各猟法の地域別・環境別の実施状況）
20 · 捕獲手法の特徴の把握

21

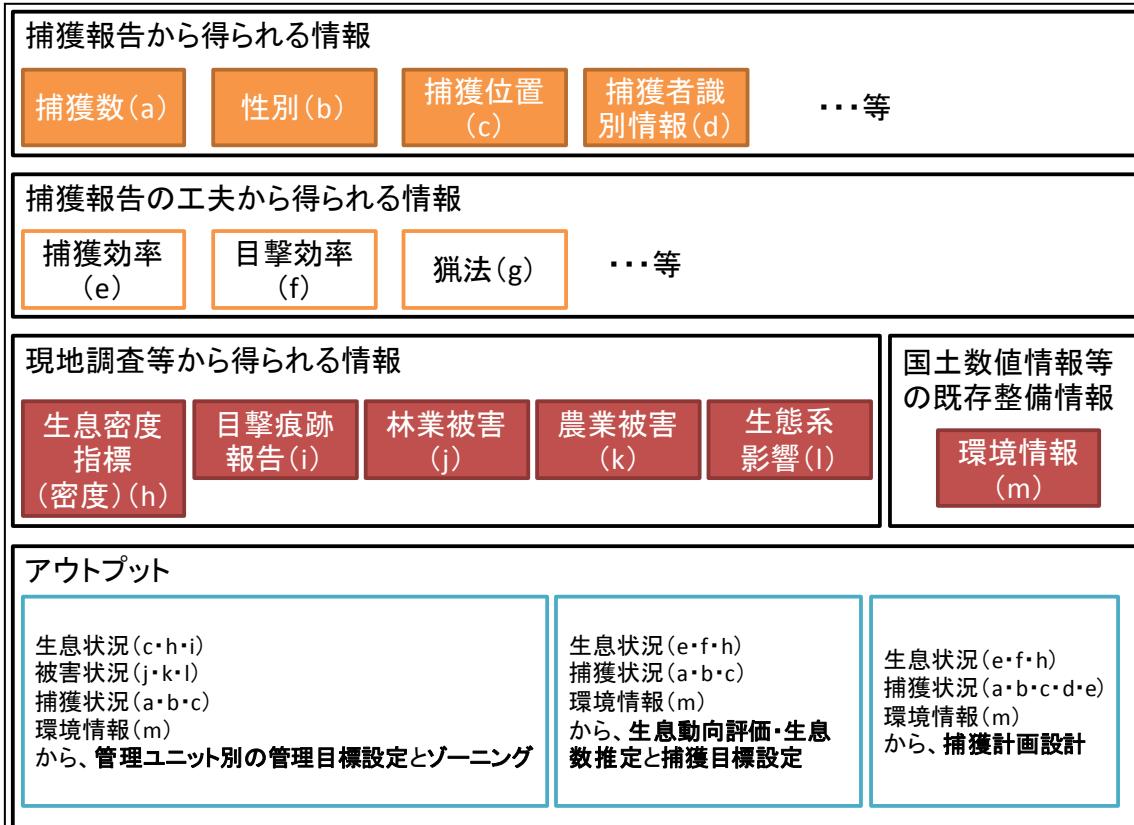


図 3-1 モニタリングデータとアウトプット
(特に捕獲に関連した事項について)

③基礎的な調査研究の推進

野生鳥獣の保護・管理を発展させるためには、調査・解析技術の開発や生物学的基礎資料の集積、各地域個体群の生態学的特徴の分析が不可欠である。例えば季節移動がある個体群については、その実体の解明が保護・管理施策にとって不可欠である。特定計画を進める際に、ルーチン作業だけではなくこれらの調査・研究課題に取り組むことも重要である。全国的に共通する課題は、当面以下の点である。

- センサス及び生息数指標の方法と生息数推定手法の改善（精度の向上、理論化）、及び各種指標間の関係の検討。
- 捕獲記録に基づく資料の活用、分析方法の標準化。
- 被害調査手法及び評価方法
- 密度と被害強度との関係の解明（林業地域における許容密度）
- 自然植生へのインパクトの評価方法と、密度との関係の解明

1 5) 計画の実施体制及び実施状況の評価

2 ①実施体制と実施状況の評価

3 特定計画の策定実施、その結果の評価と修正に当たっては、計画作成、実施、調査、評
4 価の4つの機能をはたす組織が必要である。

5 i 計画作成機関

6 特定計画の策定と執行に責任を持つ機関は、制度上都道府県の鳥獣行政担当部局である。
7 ただし、この計画は被害防除や生息環境管理に関する内容も含むものであり、それらは鳥
8 獣行政だけでは実行できない分野である。保護・管理の実践の中で一定の改善が行われて
9 いるとはいえ、生息数コントロールに関する鳥獣行政の施策と被害防除に関わる農林行政
10 の施策が、連携をとらずにそれぞれ独自に進められている例がまだみられる。このような
11 体制では非効率で、十分な成果を上げることができない。都道府県行政の中で、鳥獣担当
12 部局、農林担当部局など必要なセクションを包括した、部局横断的協議機関を設け、総合
13 的な施策の中にこの特定計画を位置づけることが重要である。

14 また、鳥獣被害防止特措法により、市町村が独自に防除計画を立てるシステムが動いて
15 いるので、都道府県が行う指定管理鳥獣捕獲等事業と市町村の事業との連携も、これまで
16 以上に強めなければならない。

17 さらに、複数の都府県にまたがる地域個体群管理のため、情報の交換と共通の認識、基
18 本的な方針の一致といった広域的な連携が求められており、それを進める実質的な仕組み
19 が必要となっている。

20 ii 実施機関

21 都道府県と市町村が実行を司るが、主要な作業は主に猟友会や森林組合が行うほか、今
22 後、認定鳥獣捕獲等事業者が担うことが期待される。これらの機関は保護・管理の実行に
23 欠かせない重要な現場技能集団であるが、近年中山間地域における過疎化の進行に伴い、
24 人材の確保が困難となってきている。特に将来的な捕獲の担い手となることが期待される
25 認定鳥獣捕獲等事業者等については、待遇面の改善なども含めて、このような技能集団を
26 育成し、確保していくことが必要である。

27 iii 調査機関

28 モニタリング調査や保護・管理施策の実施に関わる行政的な資料の分析を行い、計画作
29 成機関及び評価機関に報告することが主要な役割であるが、計画作成機関からの一定の独
30 立性が確保されるならば、評価機関と一部重複しても良い。調査自体は項目によって様々
31 な機関が関わることがあるが、保護・管理に関する調査研究情報を集約する役割をどこが
32 果たすかを明確にしておくことは、継続性を確保する点からも重要である。都道府県の試
33 験研究機関が積極的に関与することが望ましい。

1

2 iv 評価機関

3 各種調査の分析結果、施策の実施方法と実施結果についてその妥当性を検討し、改善点
4 や計画の見直しなどに関する勧告を行うという機能である。本来は、計画作成・実行機関
5 からは独立した専門家集団であることが望ましいが、日本の現状ではそのような独立機関
6 を設置することはなかなか難しい。特定計画の策定と評価に当たっては、多くの場合利害
7 関係者を含む関係団体の代表、NPO、専門家による検討会が開催される。この検討会は、
8 実質的には計画の最終的合意をとる場となっており、計画の戦術や技術的な評価について
9 検討する場とはなっていない。

10 そこで、この検討会に参加する専門家をはじめとした必要な専門家及び担当する行政官
11 によるワーキンググループ、あるいは科学委員会を設け、そこである程度時間をとった検
12 討作業を行う体制が望ましい。特定計画の策定主体は都道府県であるが、この分野の専門
13 知識を持った行政官が少なく、しかも2～3年で異動を繰り返す人事体制のもとでは、行
14 政官だけで科学的知見を充分に踏まえた計画を作成することが困難であることが多い。時
15 として、行政的なつじつま合わせの作文に陥る危険性もある。このようなつじつま合わせ
16 は、結局後々大きなツケとなって施策の適正な展開を妨げる。このような点からも科学的
17 な論議を率直に行う場を作つておくことは重要である。

18 ニホンジカの特定計画においては、毎年の捕獲計画についてもこの評価組織の検討を経
19 ることが好ましい。

20

21 ②情報公開と合意形成

22 市民に対する行政情報の公開と説明、意見の汲み上げは、行政一般の進め方において求
23 められているが、特に野生鳥獣保護・管理のように不確実性が伴う分野においては不可欠
24 の作業である。特定計画の策定とそれに基づいた施策の遂行にあたっては、制度的に定め
25 られた手続きだけではなく、地域住民や一般市民を対象とした説明と意見聴取の場を必要
26 に応じて設定することが望ましい。

27

28 (3) その他

29 1) ニホンジカの基本的生態等

30 ①ニホンジカ保護・管理の略史

31 ニホンジカは有史以前からもっともポピュラーな「狩猟獣」であり続けてきた。各地の
32 繩文遺跡からはその骨片が主要な動物遺体として出土する。ニホンジカは重要な動物性タ
33 ンパク源であつただけでなく、毛皮は衣類として、角や骨は釣針や矢じりの材料として利
34 用された。このような人間にとつての資源という位置づけは、時代を経るに従つて重要性
35 が低下するが、現在まで続いている。農業生産が拡大しても、山間地などでは冬季の食料

1 として盛んに狩猟された。とくに雪に弱いため、越冬地は格好の獵場で、豪雪のときなど
2 には獵師はニホンジカを追い込み、簡単な獵具で大量に捕獲したようだ。高い狩猟圧は東
3 北や北海道などでは地域的な絶滅を引き起こすこともあった。この状況は江戸期末まで継
4 続する。

5 一方、農業生産の始まりにより、ニホンジカやイノシシには農作物を荒らす害獣という
6 性格が加わった。農業生産の拡大に伴って人と獣とのせめぎ合いが始まったとも言える。
7 江戸時代の前期、17世紀初めから18世紀初めにかけて日本の人口は約2倍に増加したと言
8 われ、耕作地の拡大が進んだ。その結果ニホンジカやイノシシなどの野生動物と農業生産
9 活動との軋轢は著しく増大し、江戸の中期には農作物を守るためのシシ垣が全国各地で大
10 規模に建設された。そして本州以南では、江戸時代中期から末期にかけてニホンジカやイ
11 ノシシなどの大型獣は平野部から姿を消していった。

12 明治以降、北海道ではエゾシカ獵の一部規制 1878年（明治11年）や全面禁猟 1890年
13 （明治23年）措置がとられた。全国的には1892年（明治25年）の「狩猟規則」制定とともに
14 1歳以下のニホンジカの捕獲禁止措置がとられ、1901年（明治34年）に「狩猟法」
15 の改正を受けてニホンジカの禁猟が解除され、1918年（大正7年）の「狩猟法」の改正に
16 ともない狩猟獣に指定された。これ以後、「狩猟期間の短縮」（1919～1947年）、「メスジカ
17 の狩猟獣からの除外」（1925～1926年）などの措置が取られるものの、基本的には戦後ま
18 で狩猟獣として捕獲され続けた。このため、各地の個体数は減少し、低密度安定状態が続
19 いた。加えて戦中、戦後の混乱期には乱獲が進行し、アメリカ占領軍のハンティングや密
20 獵によって個体数はなお減少したようだ。人間による土地利用のさらなる拡大も、ニホン
21 ジカ生息地の分断と個体群の縮小をもたらした。

22 戦後「狩猟法」が「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改正されるにともなって、ニホン
23 ジカの取り扱いも変更された。すなわち、1947年（昭和22年）にメスジカが狩猟獣から
24 除外され、1950年（昭和25）にはオスジカのみが狩猟獣とされた。しかし、生息数は各地
25 で減少していたため、北海道、岩手、宮城、長野、神奈川、広島、山口県などでは全面的
26 な捕獲禁止の措置がとり続けられた。

27 保護政策の結果、生息数は1970年代に入るとようやく回復しつつあったようだが、それ
28 でもこの時代の分布域はカモシカに比べなお小さく、被害はごく一部の地域に限られてい
29 た。1978年（昭和53）以降、環境庁はオスジカの捕獲数を1日1頭に制限し、さらに保護
30 につとめた。保護政策は、暖冬の継続などの影響も加わり、次第に効果を発揮した。

31 1980年代以降、各地の個体群の状況は大きく変わった。個体数が増加し、農林業被害や
32 自然植生への影響が深刻化していった。このため環境庁（当時）は1992年に最初の「管理
33 マニュアル」を作成し、1994年（平成6）より一定の条件のもとで「メスジカ狩猟獣化」
34 を許可することとした。この措置はまず、それまで狩猟獣に指定されていた「オスジカ」
35 の他に、「メスジカ」を狩猟獣に加え、その上で環境庁長官（当時）の告示で全国のメスジ
36 カを捕獲禁止とした。その上でニホンジカの保護管理計画（任意計画）を策定した都道府

1 県に限ってこのメスジカ捕獲禁止措置を解除する、つまりメスジカを狩猟できるようにする、という手立てがとられた。これは計画的・科学的な保護・管理を前提としたメスジカ
2 狩猟のための、苦肉の策であったといえる。北海道、岩手、兵庫、長崎の 4 道県がメスジ
3 カの狩猟を開始し、その後いくつかの県がこれに続いた。

4 また、1998 年（平成 10）にニホンジカを含む毛皮獣の狩猟期間短縮措置を廃止するとともに、北海道では捕獲数制限を 1 日 1 頭から 2 頭に変更した。しかしながら被害は拡大し、
5 抜本的な保護・管理の見直しが求められるようになった。1999 年（平成 11）、「鳥獣保護及
6 狩猟ニ関スル法律」が大幅に改定され、「特定鳥獣保護管理計画」制度が新たに創設され、
7 特定計画を策定した場合にメスジカの狩猟が可能となった。

8 その後 2002 年（平成 14）には「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」として、
9 条文が片仮名書きの文語から現代文へ改められた。さらに 2006 年（平成 18）には再度の
10 改正により、休猟区であってもニホンジカ・イノシシなどの狩猟が可能となる「特例休猟
11 区制度」の創設や、網・わな猟免許の分割が行われた。2006 年の改正は、ニホンジカ・イ
12 ノシシの捕獲圧を高めること、及び自衛目的の捕獲のために狩猟免許を取得しやすくなる
13 という効果を期待されたものである。

14 そして 2007 年（平成 19）には「オスジカ」、「メスジカ」と別々に狩猟獣指定されていたものを「ニホンジカ」に統合する措置がとられて、環境大臣によるメスジカの捕獲禁止
15 措置が廃止されたため、特定計画を策定しなくともメスジカ狩猟ができるようになり、現在に至っている。

16 以上の経緯は、法的な取り扱いがニホンジカ個体群の動向に大きな影響を及ぼすことを
17 示している。総じて、狩猟や捕獲の制限緩和は乱獲につながりやすく、個体群は急速に減少したり地域的絶滅に陥りやすいこと、その反面、保護の徹底や捕獲圧の低下は個体数の
18 増加や分布域の拡大に結びつきやすいことなどの特徴は、個体群の動向を的確に把握し、
19 迅速に対応することがいかに大切であるかを示している。

20

21 ②ニホンジカの生物学的特徴

22 ニホンジカは、ベトナムから中国東部、台湾、沿海州など、東アジアに広く分布する中
23 型のシカ科動物で、夏毛に白い斑点があること、黒い毛で縁取られた大きな尻班をもつこと、オトナオスは普通四ポイントの角をもつことなどを特徴としている。その優美な姿は、
24 観賞用として、あるいは格好の狩猟獣として人気が高く、ヨーロッパ各地、ニュージーラ
25 ンド、アメリカなどに導入され、"sika deer"（サイカ・ディア）として親しまれている。
26 台湾、中国、朝鮮などでは乱獲のため希少種となっている（IUCN 1996）。角や体型は高緯
27 度になるほど大きくなる傾向があり、ウスリージカ、エゾシカ、ホンシュウジカ、キュウ
28 シュウジカ、ヤクシカ、ツシマジカ、タイワンジカ、ベトナムジカなどの亜種に分類され
29 ている。なお、ミトコンドリア DNA (D-loop 領域) の分析によれば、日本産シカ類は、北
30 日本型と南日本型の 2 つの大きなグループに分けられ、その境界は中国山地西部にあるこ
31
32
33
34
35
36

1 とが知られている (Nagata *et al.* 1998)。

2 ニホンジカは北海道西部、東北、北陸など積雪深 1 m をこえる多雪地域には分布してい
3 ない。この理由は、餌植物が雪で埋まったり、雪に足がささり活動しにくいことなどがあ
4 げられる。しかし、文献や狩猟記録などによれば、北海道西部や東北などには近世まで分
5 布していた。分布の空白地域が生じた直接的な理由は、おそらく越冬地での高い狩猟圧や
6 乱獲であったと考えられている。

7 ニホンジカの分布域は森林率 40~70% の低山帯域に集中する傾向がある。クヌギ・コナ
8 ラ林やアカマツ林、スギ・ヒノキ造林地や里山など、明るい開けた森林に生息している。
9 胃内容物や糞の分析から判断すると (高槻 1991 など)、アセビ、トベラ、ナギなどの特定
10 種を除くほとんどの植物種を食べる。ニホンジカの食性は可塑性に富むが、餌が少なくなる
11 冬期にはササやスゲなどのイネ科草本に依存することが多い。

12 ニホンジカは集団性が強く「群れ」をつくって生活する。オスとメスは、通常、別々の
13 群れをつくる。メスの群れは、母親と娘の血縁的な関係を基礎に形成される。オスは普通
14 1 歳まではメスの群れに留まるが、2 歳をこえるとメスの群れを出て、ほかのオスとともに
15 「オスの群れ」をつくる。繁殖期にはオスの群れは分解し、順位の高いオスはなわばり
16 を形成する。オスはなわばりの中にメスの群れを囲い、一夫多妻の群れ、すなわち「ハレ
17 ム」をつくる。群れの大きさは環境条件によって異なり、一般に、開放的な草原環境の多
18 い地域では大きく、森林環境の多い地域では小さな群れをつくる傾向がある。

19 群れをつくるという性質は、ほかの個体との近接や接触を許容すると同時に、資源や土
20 地を共有することで成り立っている。ニホンジカの生息密度は、積雪を避けて集合する越
21 冬地などでは 100 頭/km² 以上に達することがある。高い生息密度は深刻な被害問題を引
22 き起こすとともに、生態系にも強いインパクトを与える。

23 ニホンジカは 1 産 1 子で、毎年 5 ~ 7 月に子供を産む。繁殖率は餌条件に影響される。
24 栄養条件がよい個体は、1 歳から繁殖を開始し、4 歳以降は毎年繰り返す。したがって、
25 餌となる下層植生を増やすような環境改変 (小面積の伐採、牧草地の造成) は生息数増加
26 の引き金となる。最長寿命はオスで 10~13 歳、メスで 12~15 歳。死亡率は、子供で 30
27 ~50% (生後最初の冬であるために高い)、オトナで 10~15% である。しかし、最近の暖
28 冬は、とくに東日本では、これらの死亡率を低下させているため、生息数はいっそう増加
29 傾向にある。

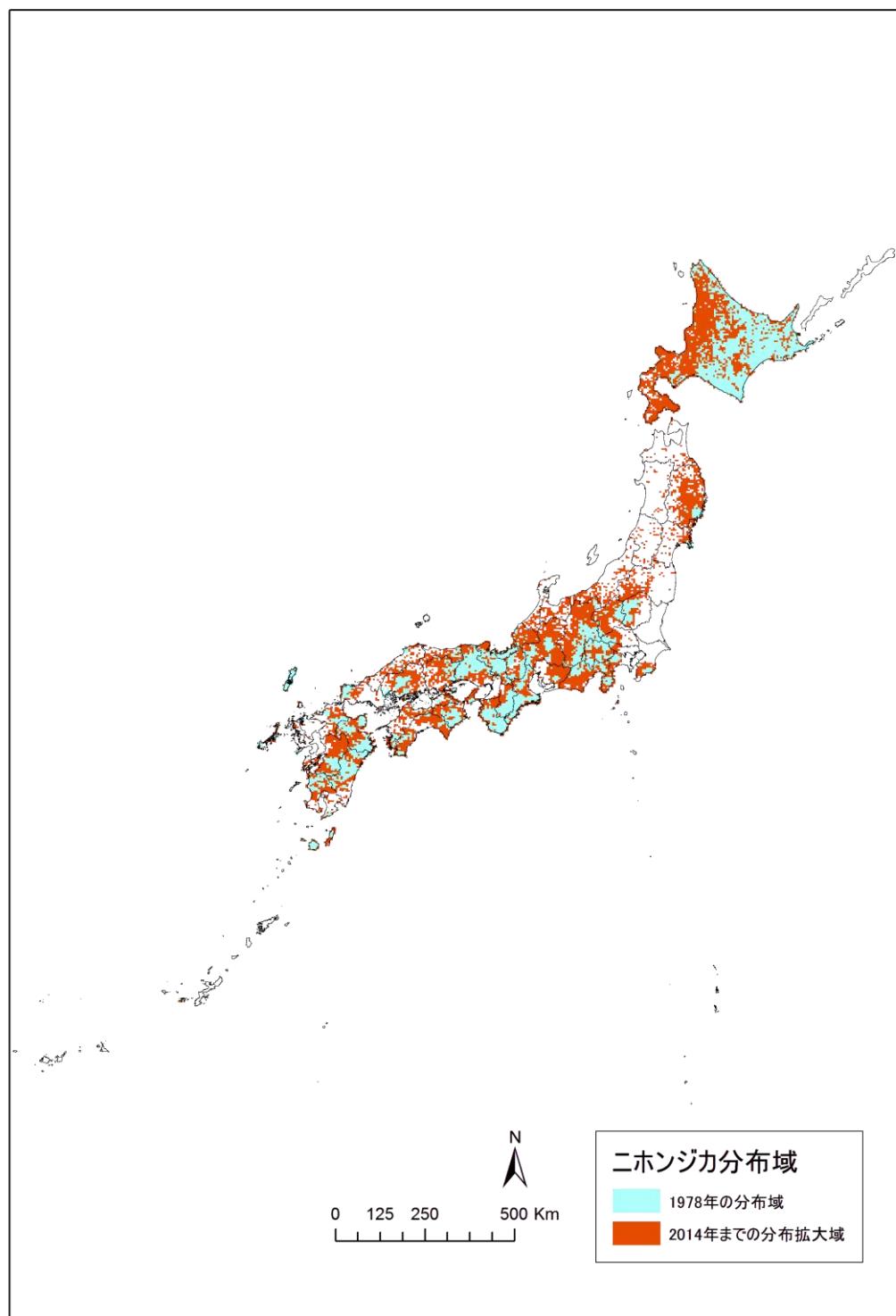
30

31 ③生息数、分布域の増加、拡大

32 全国的な分布調査は 1978 (昭和 53) 年、2003 (平成 15) 年に実施されている。また、
33 都道府県が取りまとめて環境省に報告した狩猟者登録及び捕獲許可による捕獲位置情報シ
34 ステムにおいて、2011 (平成 23) 年度までに分布が確認されていない場所を対象として、
35 2014 (平成 26) 年に都道府県、市町村及び森林管理署等へのヒアリング又はアンケートに
36 より、目撃情報 (生体、死体) により新たな分布メッシュ数 (5 倍地域メッシュ : 約 5km

1 ×5km) を把握することにより、生息分布の拡大状況調査を行った。これらによると、ニ
2 ホンジカの分布は依然として拡大傾向にある（図 3-2）。（1978（昭和 53）年の 4,220 から
3 2014（平成 26）年までの 36 年間で、分布メッシュ数が 4,220 から 10,393 へ約 2.5 倍）。
4 特に、北海道・東北地方や北陸地方において生息分布域が急速に拡大していることが示さ
5 れた。

6 （関連 HP アドレス <http://www.env.go.jp/press/files/jp/26915.pdf>）

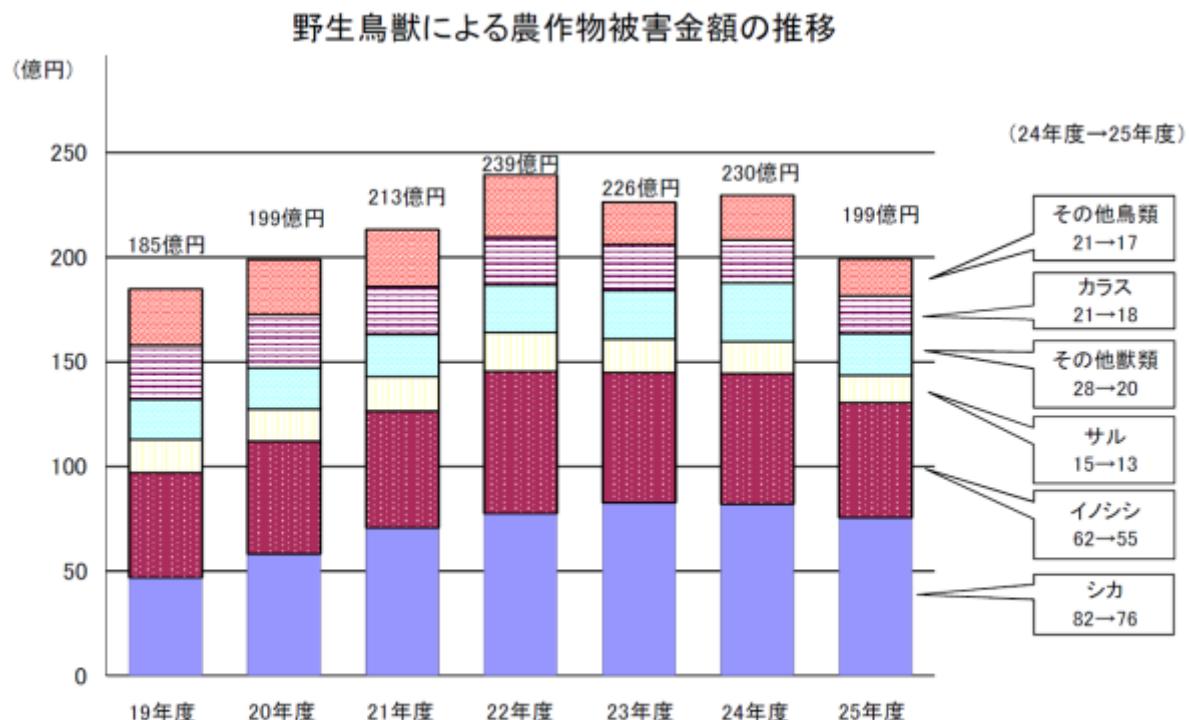


1
2
3

図 3-2 ニホンジカの分布状況

④被害問題の拡大

増えすぎたニホンジカは、例えば、樹皮を食べて樹木を枯死させたり、林床植生を消失させ、またはニホンジカの嗜好性が低い植物のみの単純な構成に変える等、森林や草地等を衰退させ、植物に依存する多くの生物の生息環境を奪い、生物多様性の減少を引き起こす。国立公園においても全 32 のうち 20 の公園で生態系への影響が確認されており、高山帯のお花畠が消失したり、森林内の下草の消失が起きている。さらに、ニホンジカの採食圧が森林の持つ水源涵養や国土保全等の公益的機能を低下させ、斜面崩壊による土砂災害を引き起こすことも懸念されている。こうした被害のみならず、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等による農作物被害額は、2009（平成 21）年度以降 200 億円前後で推移している（図 3-3）。また、森林被害については、ニホンジカによる被害面積が約 7 割です（図 3-4）。さらに、鳥獣が集落に出没して住民にけがを負わせたり、鳥獣と列車や自動車との衝突事故が増加する等、鳥獣による被害は生活に密着した問題にも拡大しつつある（図 3-5）。鳥獣被害は、被害額として数字にあらわれるものばかりではない。中山間地では、鳥獣被害に悩まされたことにより、営農意欲が減退して耕作を放棄する、あるいは中山間地での生活を放棄するケースが多くなっている。これらによって生み出される耕作放棄地や深刻化する過疎化は、鳥獣の人里への出没を容易にする。こうした結果、これらの被害が激甚化・深刻化することが予測される。

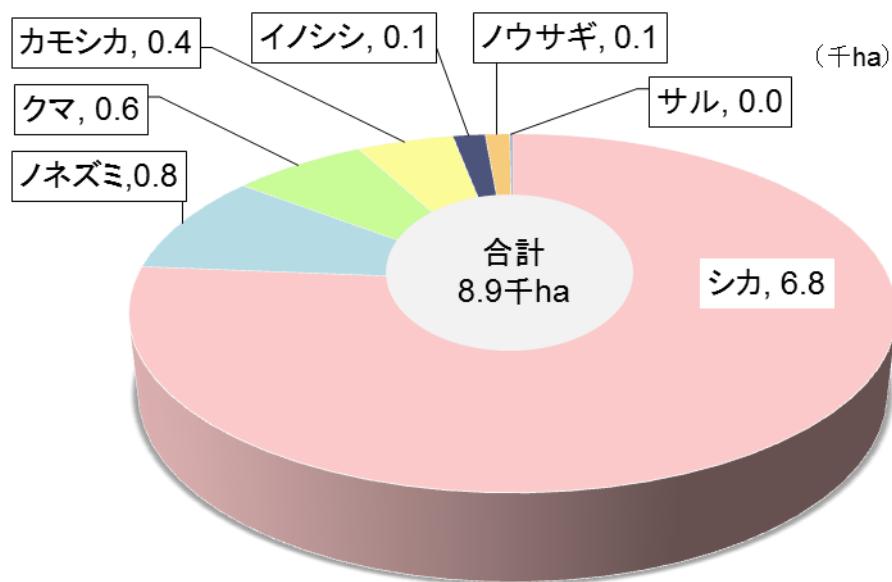


注1：都道府県からの報告による。
2:ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある。

18
19

図 3-3 鳥獣による農作物被害金額の推移

1



2

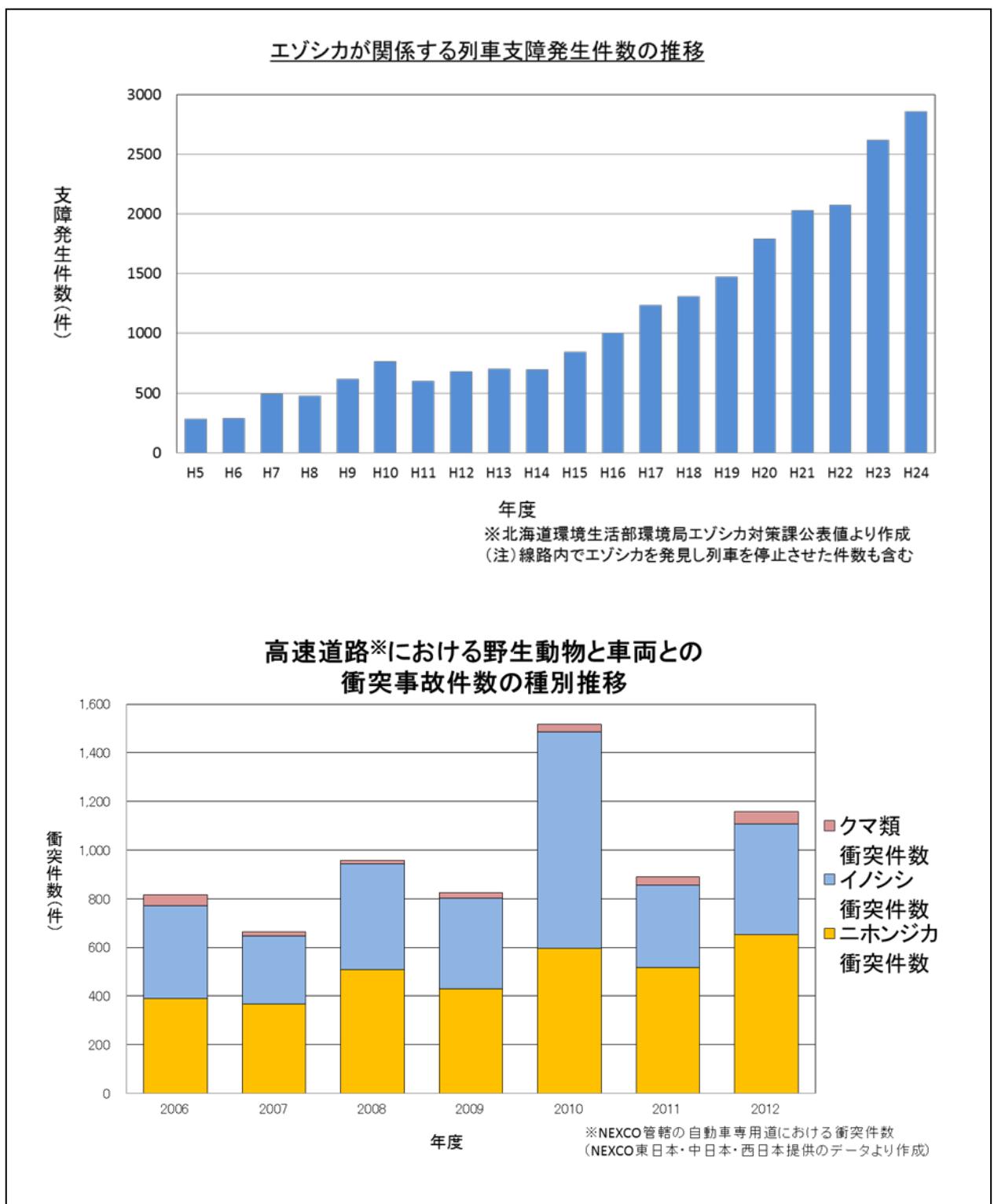
図 3-4 主要な鳥獣による森林被害面積（平成 25 年度）
(都道府県等からの報告による、民有林及び国有林の被害面積の合計)

3

4

5

6



1
2
3
4

図 3-5 生活環境への影響

⑤狩猟者の減少

狩猟者登録数は 1990（平成 2）年には 25 万人を超えていたが、ほぼ一定の比率で減少しており、2010（平成 22）年には 15 万人を下まわった。この減少は、銃猟免許所持者の減少によるものである。逆に網猟免許・わな猟免許所持者（その多くはわな猟免許所持者）は少しづつ増加している。わな猟免許所持者の増加は、免許取得に対する行政の支援もあって、農家等による自衛のための免許取得が増えていると考えられる（図 3-6）。

狩猟者の年齢構成は著しく高齢化が進んでおり、1990（平成 2）年には 60 歳未満が 8 割を占めていたが、20 年後の 2010（平成 22）年には全体の 3 分の 1 程度に減少し、60 歳以上が 3 分の 2 を占めるに至っている（図 3-7）。

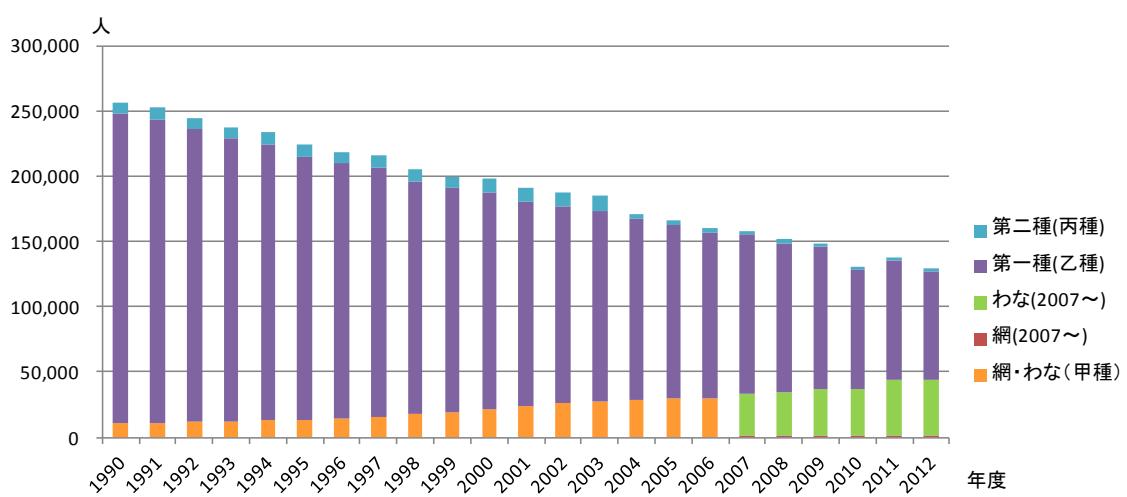


図 3-6 狩猟登録者数の推移

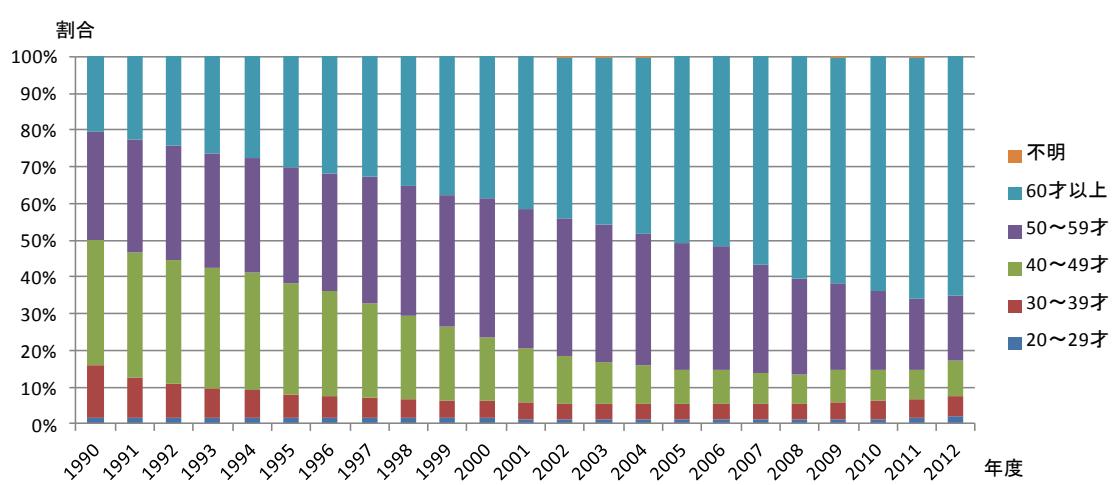
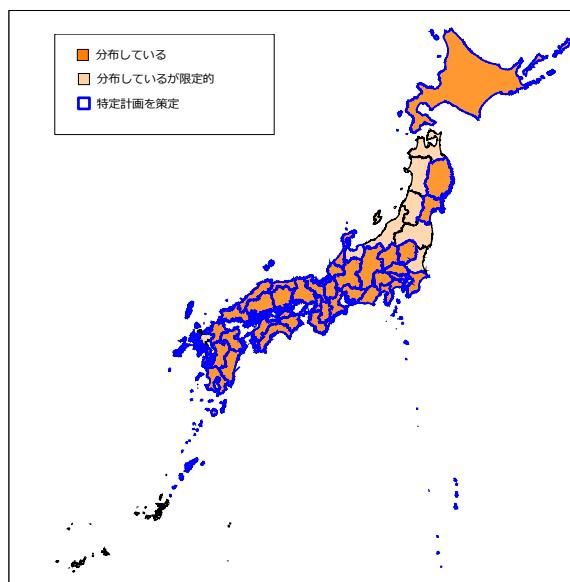


図 3-7 年齢別狩猟免許交付状況

1 ⑥特定計画制度の普及（計画の策定）

2 ニホンジカが分布するほぼ全ての都道府県で策定されている（39／47都道府県）（図3-8）。



3
4 図3-8 特定計画策定状況

5 ⑦特定計画策定による狩猟に関する規制緩和の活用

6 狩猟期の1日あたりの捕獲頭数制限の緩和・変更、狩猟期間の延長、くくりわな径の制
7 限緩和等多くの計画で行われている。

規制緩和・変更の内容	1日当たりの捕獲頭数の制限	狩猟期間の延長
都道府県数（39）	39	37

8

9 ⑧捕獲数等

10 狩猟、許可捕獲（有害鳥獣捕獲や個体数の調整）を含めたニホンジカの捕獲数は増加し
11 続けていている。許可捕獲によるニホンジカの捕獲数は、1995（平成7）年までは狩猟による
12 捕獲の2分の1以下を占めるにすぎなかつたが、増加を続け、2010（平成22）年度には狩
13 猟による捕獲よりも許可捕獲の方が多くなった（図3-9）。

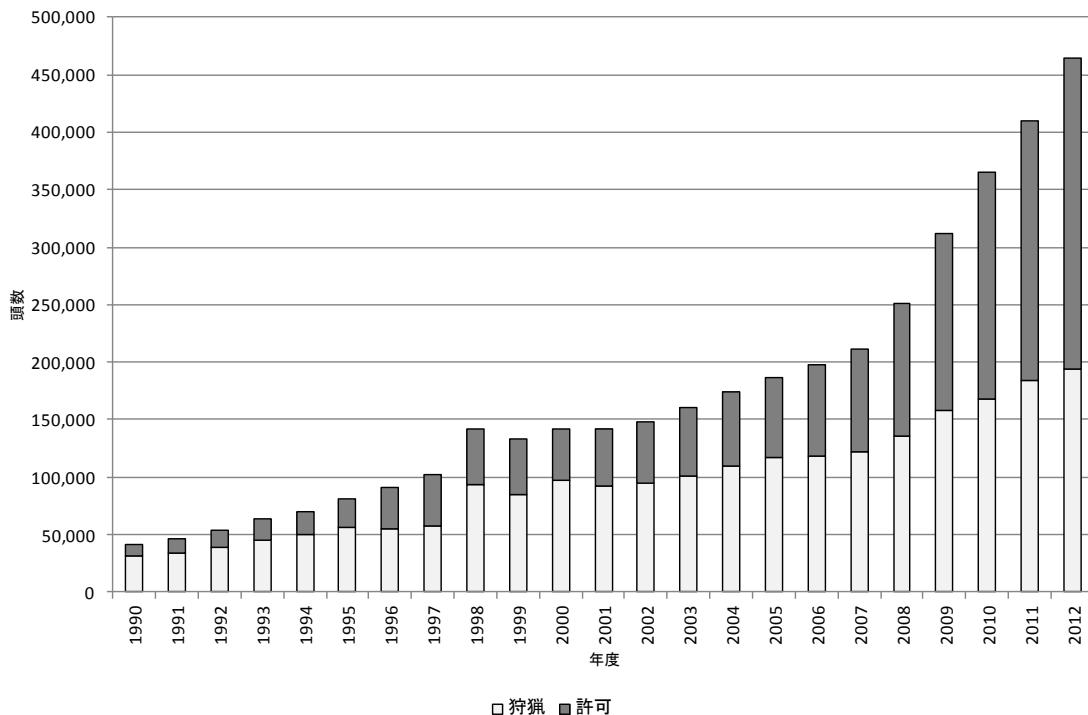


図 3-9 ニホンジカの狩猟、許可捕獲別捕獲数

2) 階層ベイズ法概要

① 捕獲数に基づく階層ベイズ法

階層ベイズ法による生息数推定では、得られたデータとモデルから理論的に計算される期待値のずれを最小化するように事前分布の範囲から値を1つずつ試行錯誤的に代入を繰り返していく MCMC（マルコフ連鎖モンテカルロ）法を用いる。推定の結果は事後分布と呼ばれ、繰り返し計算で得られた値ひとつひとつの頻度分布として得られる。

北海道、兵庫県などでは、捕獲数と密度指標を個体群動態と関連付け、直接観測できない生息数を推定する Harvest-based model により、密度指標の観測誤差を考慮した階層ベイズ法が用いられる（図 3-10）。

高度な統計学の知識を必要とすることから、導入にあたっての敷居は高いものの、客観的な結果が得られるため、高い評価を得ている。

階層ベイズ法による生息数推定計算には、様々な密度指標データが用いられるが、これまでにいくつかの事例では以下のデータを用いて計算が行われている。

a. 唯一の実測値・・・捕獲数

b. 多くの観測誤差を含むが、生息動向を示す指標・・・調査結果等の密度指標

- 1 a 及び b の値とモデルから求められる値の頻度分布が計算結果となる。
- 2 a と b は推定対象地域の実情を示すものである必要がある。まんべんなく密に捕獲圧がか
かっており、調査密度も高く密度の地域差を反映したものであることが良い結果を導く条
件である。
- 3 それぞれ特徴があるので、万能な密度指標はない。より様々な状況を反映する多くの密
度指標を用いる事が客観的な結果を得る事につながる。

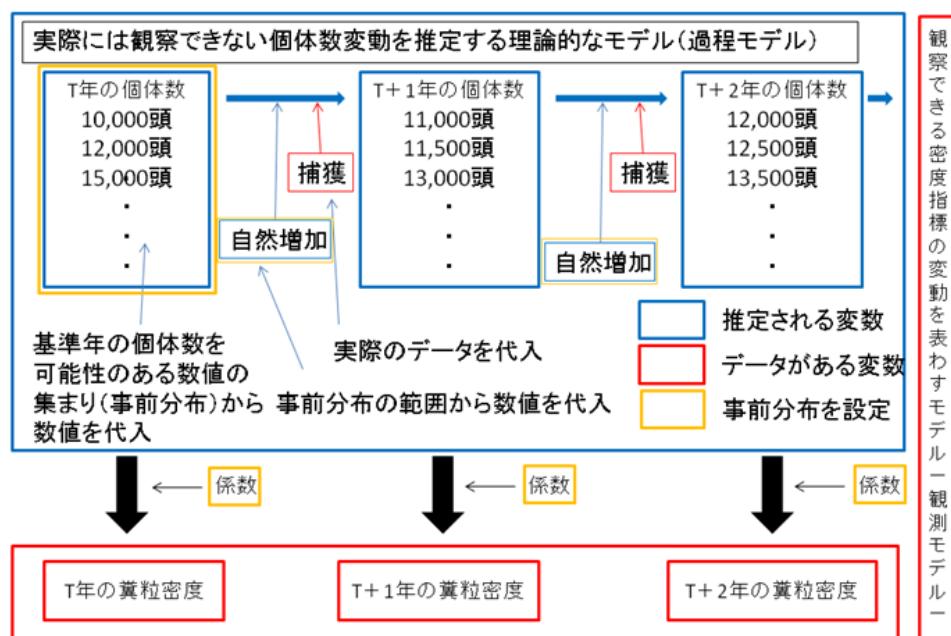


図 3-10 階層ベイズ法 (ハーベストベースドモデル) イメージ

②他の手法との違いと特長

これまで多くの地方自治体が採用していた生息状況調査の結果だけに基づく個体数の推定には、以下のような課題があり、今後、個体数の低減を図るために捕獲数の意思決定に必要な精度での推定が困難な状況にあったと言える。

<主な課題>

- 生息状況調査結果に観測誤差があり、毎年の個体数が大きく増減する（生態情報との整合性）
- 個体数は推定したが、増加率がわからない（捕獲計画立案時の情報不足）
- 捕獲の強化により個体数が減っているかわからない（推定個体数と捕獲数との整合性）
- など

これらの問題を解決する方法として、先進的な地域で導入され始めているのが、「捕獲数に基づく階層ベイズモデル」である。既存の主な推定方法との違いは、生息状況だけでな

く、捕獲状況の時間的な変化のデータを使用し、生息状況調査の観測時の誤差を考慮した上で、個体数と自然増加率を推定する方法という点である。

これまでの推定方法との主な違いは、以下の通りである。

<その他の推定>

<階層ベイズモデルによる推定>

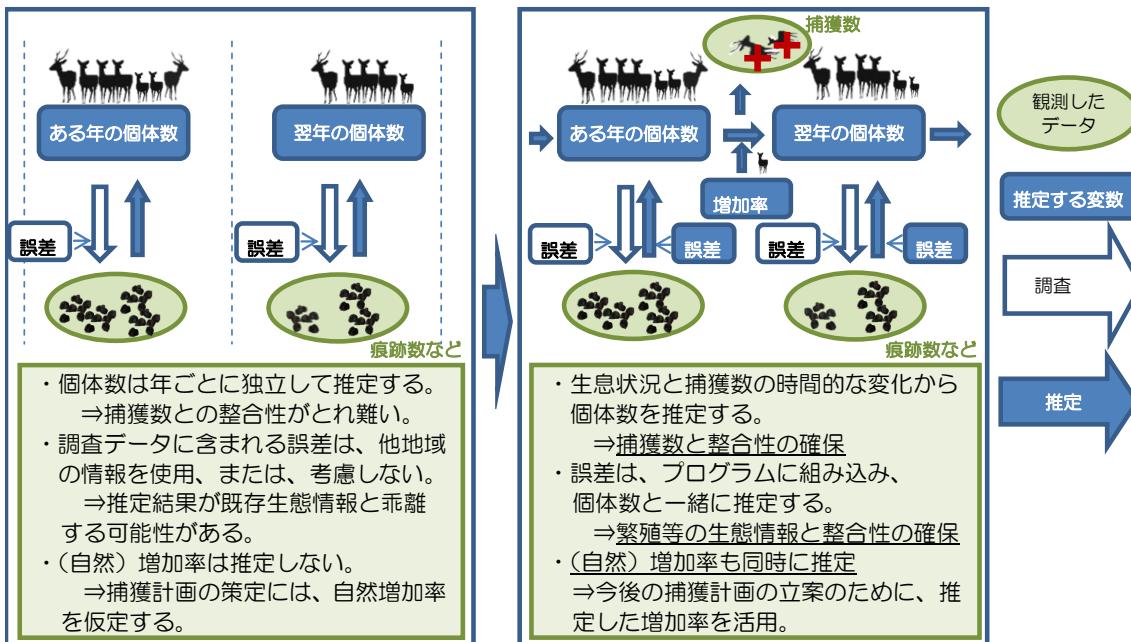


図 3-11 個体数推定における従来法と階層ベイズモデルの違い

階層ベイズモデルでは、観測データと既知の生態情報にあった最も合理的な個体数と自然増加率が推定されると言える。特に、自然増加率は、これまでの推定方法では、全く考慮しないか、もしくは、値を仮定していた。自然増加率は、捕獲計画を立案する際にも、重要な変数の一つであることからも、この値が推定できるという点は、階層ベイズモデルの重要な特徴の一つであると言える。

3) 麻酔銃の理解

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、一定の許可を受けた場合、住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲等が可能である。これまで、住居集合地域等における銃の使用はツキノワグマ、イノシシについて警察官職務執行法の適用により行われる事があったが、他種において適用例は無かった。また、環境省自然環境局長通知（平成 27 年 5 月 20 日付け環自野発第 1505201 号）において、住居集合地域等において麻酔銃獵を実施する場合、原則ニホンザル以外を対象として許可しないものとしている。しかし、近年市街地へのニホンジカの出没が増加していることから、危害の防止のための措置や安全が十分確保された状況において、今後、例外的に住居集合地域等における麻酔銃を使用する状況が発生する可能性は

1 あり、その際、麻酔銃の使用に関する知識を行政担当者が理解した上で慎重に運用する必
2 要がある。

3

4 ①麻酔銃による動物の捕獲の特徴

5 猟銃に比べ麻酔銃の発射威力は低く、有効射程距離も1～40m程度である。薬剤を装填
6 した注射筒を命中させて、対象個体に薬剤を注入する。射程距離に応じてガス圧や火薬量
7 を調整する必要があるため、命中精度は高くなく、命中させるには使用者の熟練度が影響
8 する。麻酔薬には、麻薬指定薬である塩酸ケタミンが使用されることが多いため、失注し
9 た場合には薬剤を回収する等、取り扱いに注意が必要である。麻酔薬による不動化までの
10 時間には数分以上かかり、その間、対象個体が暴れたり、逃走する。また、一定時間経過
11 すると対象個体は覚醒することについても注意が必要である。

12

13 ②麻酔銃使用者の条件

14 上記のように特殊な条件、特徴を持つことから、麻酔銃を使用した鳥獣の捕獲を行う必
15 要が生じ従事者を選定する際には、下記の事に留意する必要がある。また、麻酔銃を所持
16 している者または機関は少ないため、平時より従事者を確保しておく必要がある。

- 17 · 麻酔銃使用に関する高い熟練度と特性の理解
18 · 麻酔銃を所持している、または人命救助等に従事する者など届出済証明書に記載され
19 ている者
20 · 獣医師及び麻薬研究者の指示を受けられ、麻酔薬の特性を理解していること
21 · 対象鳥獣の生態、行動特性の理解

22

23 4) 平成24年度検討会の第11次計画レビュー

24 (第10次特定計画期間前後の保護・管理の状況と第11次特定計画状況)

25 ①概況

26 第10～11次鳥獣保護管理事業計画策定時、ニホンジカの主要な分布域では特定計画がほ
27 ぼ全ての都道府県で策定された。この時、既にニホンジカの保護・管理に関する問題は全
28 国化しており、2007（平成19）年度にメスジカの狩猟禁止が解除された。ニホンジカの分
29 布は、主要な分布域から徐々に積雪地域、里山地域への拡大が進行していた。

30 第10次鳥獣保護管理事業計画期間中に策定された特定計画は35都道府県36計画であり、
31 第11次鳥獣保護管理事業計画期間中（本状況把握を行った平成24年度検討会時点まで）
32 に策定された特定計画は36都道府県39計画（ほか、2都道府県2計画は被災のため更新
33 保留）である（表3-1）。以下、特定計画書に基づく主な情報について述べる。

34

35

36

表 3-1 状況把握当時の特定鳥獣保護管理計画の作成状況

	ニホンジカ	ツキノワグマ	ニホンザル	イノシシ	ニホンカモシカ	カワウ	平成24年12月1日現在
北海道	◎						
青森			◎				
岩手	◎	◎				◎	
宮城	◎	◎	◎	◎			
秋田	◎	◎	◎			◎	
山形	◎	◎	◎				
福島	◎	◎	◎	◎		◎	
茨城				◎			
栃木	◎	◎	◎	◎			
群馬	◎	◎	◎	◎		◎	
埼玉	◎			◎			
千葉	◎		◎				
東京	◎						
神奈川	◎		◎				
新潟		◎	◎				
富山		◎	◎				
石川		◎	◎	◎			
福井	◎	◎		◎			
山梨	◎		◎	◎			
長野	◎	◎	◎	◎		◎	
岐阜	◎	◎		◎	◎		
静岡	◎			◎	◎	◎	
愛知	◎		◎	◎	◎		
三重	◎			◎			
滋賀	◎	◎	◎	◎		◎	
京都	◎	◎	◎	◎			
大阪	◎			◎			
兵庫	◎	◎	◎	◎			
奈良	◎			◎			
和歌山	◎		(◎)	◎			
鳥取	◎	◎		◎			
島根	◎	◎		◎			
岡山	◎	◎		◎			
広島	◎	◎		◎			
山口	◎	◎		◎			
徳島	◎			◎			
香川	(◎)			◎			
愛媛	◎			◎			
高知	◎			◎			
福岡	◎			◎			
佐賀				◎			
長崎	◎(3地域)			◎			
熊本	◎			◎			
大分	◎			◎			
宮崎	◎		◎	◎			
鹿児島	◎(2地域)			◎			
沖縄							
計画数	39	21	19	36	7	2	

注)1 46都道府県、124計画が作成されている。

2 和歌山県のニホンザル及び香川県のニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画の計画期間は終了しているが、その趣旨を踏まえた保護管理が継続されている。

◎	分布しており、特定計画を策定している
□	分布が限定的
空白	分布していない

4 ②生息動向

5 第10次計画策定までの生息動向は、ほとんどの計画で生息数は横ばい～増加傾向であり、
 6 局所的に生息密度が減少している計画でも分布の拡大により、生息数は増加と評価された。
 7 分布の拡大は奥山地域から里山地域、高標高地域、多雪地域等で起きている事が多かった。
 8 第11次計画策定までの傾向は、著しい生息数の抑制には至らないものの、地域的な変化が
 9 認められた計画が一部で見受けられた。一方、分布の拡大は継続して多くの計画で確認さ
 10 れた。

1

生息密度の動向（都道府県数）

2

3

4

5

6

7

③捕獲数

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

	10次	11次
増加	10	4
横ばい	1	2
減少	3	1
地域により増減	2	7
未記載	19	20

生息数の動向（都道府県数）

	10次	11次
増加	11	6
横ばい	6	3
減少	1	1
地域により増減	0	4
未記載	17	20

捕獲数の動向（都道府県数）

	10次	11次
増加	27	28
横ばい	4	1
減少	1	1
未記載	3	4

④計画目的

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

1

計画の目的（都道府県数）

2

3

⑤捕獲の促進

第 10 次計画の狩猟規制の緩和では、メスの捕獲を促進するため、1 日 1 人あたりの捕獲数はメスを 2 頭以上、オスは 1 頭以内とする計画が多く、計画によっては無制限とする計画もいくつか見られた。わな猟が比較的多く用いられている西日本では、オスの制限を設けないで無制限とする場合があった。

第 11 次計画では、無制限の場合でも選択的な捕獲が可能な銃猟についてはオスの制限を設ける計画があったが、単純に無制限とした計画が増加した。

11

12

捕獲頭数の規制緩和（管理地域別に異なる場合の最大緩和）

13

14

一方、捕獲計画で、メスの捕獲数目標を定めていることを明記した計画は、第 10 次計画で 7 計画、第 11 次計画で 6 計画であった。

同じく、規制緩和である狩猟期間の延長については、11 月 1 日から始まる場合や、2 月末日、3 月 15 日、3 月 31 日まで延長する計画など様々であった。一部計画では銃猟のほうがわな猟より短い期間となっていている場合があった。

20

21

22

	10次	11次
個体群の安定的維持		
農林業被害の軽減	25	26
生態系への影響軽減		
個体群の安定的維持	6	5
農林業被害の軽減		
個体群の安定的維持	0	0
生態系への影響軽減		
農林業被害の軽減	4	1
生態系への影響軽減		
農林業被害の軽減	0	2

	10次	11次
無制限	5	15
無制限但し銃猟の制限	1	1
無制限但しオス制限	1	10
処理ができる範囲		1
5頭（うちオス1頭以内）	2	0
3頭（うちオス1頭以内）	6	1
3頭	1	
2頭（うちオス1頭以内）	10	3
2頭	3	
年度毎に変更など	2	1

1

狩猟期間の規制緩和

2

	10次	11次
11月1日～3月31日	0	1
11月1日～3月15日	3	7
11月1日～2月末日	1	3
11月15日～3月15日	8	14
11月15日～2月末日	7	5
年度毎	1	1
地域によって大きく異なる等	1	2

3

⑥生態系への影響状況と対策

生態系への影響についての認識は多くの計画で確認されており、第 10 次計画では影響の記載が無かった計画でも第 11 次計画では 8 計画で記載されるようになった。

ただし、生態系（植生等）への影響について、防護対策等を実施している事が記載されている計画は第 11 次計画でも少なかった。

生態系への影響記載と対策の記述

10

	10次	11次
生態系影響記述	21	27
対策有り	5	13

11

⑦被害防除体制の変化

10 次計画から 11 次計画にかけて、「鳥獣害対策プロジェクトチーム」といった、被害防除を中心に行っていくための組織作りが主に西日本を中心として行われていることが傾向としてあげられる。これらは、本府と地域の連携を密にすることと、イノシシ、ニホンザルといった共通した農地管理を必要とする被害防除のための機能を持つものと考えられる。組織作りが主でその効果についてはこれから働きによって評価されるものと考えられるが、農業分野方面との部局連携が進んだこととして評価できるものと考えられる。

19

⑧前期計画の評価と見直し

特定計画は PDCA サイクルに基づき推進していくものだが、第 11 次計画にて前期計画を評価し、課題整理、改善するといった一連の情報を記載している計画は少なかった。比較的まとめて評価等を行っていたのは千葉県、神奈川県、福井県であり、特に神奈川県は実施事業ごとに、実施内容、成果、課題を整理し、第 11 次計画に反映させていた。計画上で評価等は行わず、検討会等にて行っている場合も考えられるが、今後も PDCA サイクルに基づく計画の推進の重要性を認識していくことが重要である。

27

28

29

1 5) 用語集

2 **IUCN**

3 **あいゆーしーえぬ**

4 国際自然保護連合。1948 年に設立され、スイスのグランに本部をおく国際的な自然保
5 護機関である。2015 年現在で、およそ 200 の政府機関、1000 の非政府機関、44 の協
6 力団体が会員となっている。

7 **遺伝的攪乱**

8 **いでんてきかくらん**

9 ある地域の個体群に特有の遺伝子構成が、人間活動の影響によって近縁個体群と交雑
10 し、変化すること。

11 **移入個体群**

12 **いにゅうこたいぐん**

13 同種であるが、地理的な要因により従来は遺伝子の交流が無かった個体群が、人為的
14 な影響などにより在来個体群の生息地に入り込んだもの。遺伝的攪乱（別記）などの
15 問題が生じる。

16 **エアリアルカウント（エア・センサス法）**

17 **えありあるかうんと**

18 航空機を用いて一定のコース上を一定時間飛行し、空から地上を観察し目視により個
19 体をカウントする個体数調査手法。ビデオ撮影による画像解析や目視による直接的な
20 観察などがある。

21 **SPUE（単位努力量あたりの目撃数）**

22 **えすぴーゆーいー**

23 目撃した鳥獣の頭数を出獵者の数と出動日数等で除した値で、生息密度指標の一つ。

24 **エロージョン**

25 **えろーじょん**

26 土壤浸食。下層植生や落ち葉の消失により、風雨が直接土壤に落ち流れることにより、
27 表土が流出する現象。

28 **改正後の鳥獣保護管理法**

29 **かいせいごのちょうじゅうほごかんりほう**

30 2014（平成 26）年に公布、2015（平成 27）年に施行された「鳥獣の保護及び狩猟の適
31 正化に関する法律の一部を改正する法律」による改正後の「鳥獣の保護及び管理並びに
32 狩猟の適正化に関する法律」（略称は鳥獣保護管理法）のこと。その生息数を適正な水
33 準に増加等させる「鳥獣の保護」と、その生息数を適正な水準に減少等させる「鳥獣の
34 管理」の 2 つの概念が定義された。また、鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の扱い手
35 育成を推進するために、認定鳥獣捕獲等事業者制度（別記）の導入や指定管理鳥獣捕
36 獲等事業（別記）の創設等が行われた。

1 **確率論**

2 **かくりつろん**

3 起りうる可能性がいくつかある現象について、それぞれの現象を確率（確からしさ）
4 的に表す考え方。「明日が雨の確率は30%」といった使い方をする。

5 **下層植生**

6 **かそうしょくせい**

7 森林の林床に生える植物のこと。

8 **観測誤差**

9 **かんそくごさ**

10 同じ枠の中の糞の数を数えても測定者により値が異なるなど、データを得る際に生じ
11 る誤差のこと。ランダム（傾向を持たない）な観測誤差は、多くのデータを集めるこ
12 とで解消可能。そのため、観測誤差を前提としたデータの解釈や統計解析が必要。

13 **管理ユニット**

14 **かんりゆにっと**

15 地域個体群の状況をベースとして、管理に向けた監視や対策のしやすさを考慮しなが
16 ら、比較的大きな山塊を中心に、人為的環境要素を伴う大規模な河川・交通網・行政
17 界などを境界として管理を実施する地域単位のこと。

18 **休猟区**

19 **きゅうりょうく**

20 狩猟鳥獣が著しく減少した場合に、その生息数の増加を図るために狩猟を休止させる
21 区域のこと。都道府県知事が3年以内の期限で設定する。

22 **許可捕獲**

23 **きよかほかく**

24 生活環境、農林水産業又は生態系に対して鳥獣による被害が生じている等の場合や学
25 術研究上の目的で、野生鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする場合、環
26 境大臣又は都道府県知事に申請し許可を受ける必要がある。狩猟による捕獲とは區別
27 し、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のための鳥獣捕獲や第二種特
28 定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整目的による捕獲などがこれにあたる。

29 **緊急減少措置**

30 **きんきゅうげんしゅうそち**

31 個体数指数が大発生水準より上回っている場合は個体数管理が困難になることか、ら
32 狩猟や個体数調整によるメッセージの捕獲を積極的に行うなど、あらゆる捕獲方策を検
33 討し捕獲数の確保を図ること。

34 **区画法**

35 **くかくほう**

36 鳥獣の生息地に一定の面積の小区画を複数設定し、同時一斉に各小区画内をそれぞれ1

1 名程度の調査員が踏査し、その内部の個体数を調べることで全体の個体数や密度を推
2 定する個体数推定手法。

3 **くくりわなの 12cm 規制**

4 **くくりわなの 12せんちきせい**

5 クマ類の錯誤捕獲（別記）を避けるため、イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的と
6 したくくりわな（輪の直径が 12cm を越えるもの、締め付け防止金具が装着されてい
7 ないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が 4mm 未満であ
8 るものに限る）を使用する獵法は禁止されている。恒常にクマ類の生息がない地域
9 や季節によっては鳥獣保護管理法第 14 条により規制が解除されている地域もある。

10 **グランドデザイン**

11 **ぐらんどでざいん**

12 全体構想。長期間にわたって遂行される設計のこと。

13 **決定論**

14 **けっていろん**

15 出来事がなんらかの原因によってあらかじめ決められているとする考え方。

16 **個体群管理**

17 **こたいぐんかんり**

18 個体ごとではなく一定の範囲内に生息する個体の集団（個体群）単位で管理を行う手
19 法。

20 **個体群動態**

21 **こたいぐんどうたい**

22 個体群の個体数の時間的な増減などの変化のパターン。

23 **個体群パラメータ**

24 **こたいぐんぱらめーた**

25 個体群の個体数の増減を決定する因子のこと。生存率、出産率、死亡率、移出入数、
26 性比、齢構成などがあげられる。

27 **コホート解析**

28 **こほーとかいせき**

29 同齢出生集団（コホート）に着目した解析方法。

30 **錯誤捕獲**

31 **さくごほかく**

32 捕獲対象以外の鳥獣が誤って捕獲されること。

33 **サンプルサイズ**

34 **さんぷるさいず**

35 分析の対象となったデータの観察数。多い方がより信頼できる推定が可能となる。

36 **CPUE（単位努力量あたりの捕獲数）**

1 **レーべーゆーいー**

2 鳥獣の捕獲数を出獵人日数やわなの基数と設置期間等で除した値で、生息密度指標の
3 一つ。

4 **事後分布**

5 **じごぶんぷ**

6 ベイズ法で用いるデータを得て、事前分布から更新された統計的な分布。

7 **自然環境保全地域**

8 **しぜんかんきょうほぜんちいき**

9 自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保の
10 ために指定された地域。

11 **自然公園**

12 **しぜんこうえん**

13 優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の
14 保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的と
15 して、自然公園法及び都道府県条例によって定められた地域。国立公園、国定公園、
16 都道府県立自然公園がある。

17 **自然増加率**

18 **しぜんそうかりつ**

19 出生数から死亡数を引いた残りの増加割合（移出入による増減も含む場合がある）。

20 **事前分布**

21 **じぜんぶんぷ**

22 ベイズ法で用いるデータを取る前に各パラメータに想定する統計的な分布。先行研究
23 や前回の結果など、過去の知見を用いるか、無情報な分布を用いる。

24 **実測値**

25 **じっそくち**

26 実際に測定できる（した）値。野生動物の調査では、生息頭数など直接測定すること
27 が難しい数値が多いため、密度指標（例：糞塊密度など）が測定できるデータとなる。

28 **指定管理鳥獣捕獲等事業**

29 **していかんりちょうじゅうほかくとうじぎょう**

30 改正後の鳥獣保護管理法（別記）で創設された、集中的かつ広域的に管理を図る必要
31 があるとして環境大臣が定めた鳥獣（平成27年度現在の指定管理鳥獣：ニホンジカ及
32 びイノシシ）について、都道府県又は国の機関が捕獲等をする事業。一定の条件の下
33 で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を認めることが可能。

34 **SimBambi**

35 **しむばんび**

36 ニホンジカの個体群動態をシミュレーションするプログラム。生存確率や平均産子数

1 といったパラメータや捕獲頭数を試行錯誤的に代入することで将来予測を行い、捕獲
2 の効果検証をシミュレーションする。

3 <http://cse.ffpri.affrc.go.jp/jh3gbd/simbambi/simbambi.htm>

4 **出獵カレンダー**

5 **しゅつりょうかれんだー**

6 狩猟者が報告する狩猟期間中の出獵の記録。都道府県によっては、鳥獣保護管理法に
7 基づく捕獲数、捕獲位置の報告徴収と用紙をあわせて必須の報告としている場合があ
8 る。CPUE、SPUE の基礎情報となる。

9 **樹皮剥ぎ**

10 **じゅひはぎ**

11 鳥獣が採食の目的で樹皮を剥がすこと。樹皮剥ぎが進むと樹幹の樹皮がすべて剥がさ
12 れ形成層の消失により樹木の立ち枯れの原因となる。

13 **狩猟期間短縮措置**

14 **しゅりょうきかんたんしゅくそち**

15 狩猟鳥獣の生息数の減少を防止するなどの目的で、狩猟期間が短縮される措置のこと。

16 **信用区間**

17 **しんようくかん**

18 ベイズ法により推定される真の値の範囲。90%信用区間といった場合、得られた推定
19 値の90%が含まれる範囲。90%の確率でその範囲に真値があるという解釈。「生息頭数
20 の90%信用区間は、50～100頭」のように用いる。

21

22 **森林生態系保護地域**

23 **しんりんせいたいけいほごちいき**

24 国有林野のうち、原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環
25 境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業・管理技術の発展、学術研究等
26 に資する地域。

27 **推定誤差**

28 **すいていごさ**

29 推定値に関する誤差。推定には、様々なデータを用いるが、データに不備がある場合
30 や推定手法の仮定をデータが満たしていない場合などに推定値が真値と大きく異なる
31 ことがある。

32 **スポットライトカウント（ライトセンサス法）**

33 **すぽっとらいとかうんと**

34 夜間に一定のコース上の両脇を、ライトで照らしながら一定時間踏査または車両で走
35 行する個体数調査手法。

36 **生命表**

1 せいめいひょう

2 一群の同種個体が出生後の時間経過につれて、どのように死亡し減少していくかを記
3 載した表。

4 **摂食被害**

5 せっしょくひがい

6 野生生物の採食により農林水産物等が受ける被害のこと。

7 **ゾーニング**

8 ぞーにんぐ

9 空間を用途や条件に応じて区分けをすること。鳥獣の個体数や生息密度、生息環境に
10 応じて区分けをする事で、捕獲数などの目標設定が行いやすくなるという利点がある。

11 **地域個体群**

12 ちいきこたいぐん

13 ある地域に生息するある生物種の全個体のまとまり（集団）である。ふつう地域個体
14 群はさらに空間的に分離された小さな集団（局所個体群）から構成される。ほとんどの
15 個体はこの小さな集団内で繁殖し、子孫も集団内に止まるが、まれには集団間で移
16 動が行われ、遺伝的な交流が図られる。

17 **鳥獣被害防止特措法**

18 ちょうじゅうひがいぼうしとくそほう

19 農林水産省が所管する、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置
20 に関する法律の略称。この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心とな
21 って、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援するこ
22 と等を内容とするもの。

23 **鳥獣保護区**

24 ちょうじゅうほごく

25 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づいて指定するもので、
26 鳥獣の狩猟を禁止し、鳥獣の保護を図る区域。このうち特に重要な区域は、特別保護
27 地区として、鳥獣の生息地の保護を図る目的で、一定の開発行為を規制している。

28 **角研ぎ**

29 つのとぎ

30 シカ類が行う、樹皮の幹に角を当て、皮膚の剥ぎ取りや角の表面を磨く行動のこと。

31 **データモデル**

32 でーたもでる

33 観測モデルとも呼ばれる。階層ベイズ法（ハーベストベースドモデル）において、密
34 度指標など実際に測定したデータとプロセスモデルをつなぐモデル。図 3-10 を参照
35 のこと。

36 **特定鳥獣保護管理計画（特定計画）**

1 とくていちょうじゅうほごかんりけいかく

2 鳥獣保護法に基づき、著しく増加又は減少した野生鳥獣の地域個体群について、科学
3 的知見を踏まえ、明確な保護又は管理の目標を設定し、総合的な対策を実施することで、
4 地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図ることを目的として、都道府県知事が定める計画。
5 鳥獣保護管理法では、その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣
6 (第一種特定鳥獣) の保護に関する計画(第一種特定鳥獣保護計画)と、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣
7 (第二種特定鳥獣) の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)に再整理された。

8 特例休猟区制度

9 とくれいきゅうりょうくせいど

10 第二種特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合において、当該第二種特定鳥獣に係る第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要があると認めるときは、休猟区の全部又は一部について、当該第二種特定鳥獣に關し、狩猟可能な区域を指定することができる制度。

11 止めさし

12 とめさし

13 箱わなやくくりわななど、わなにかかって捕獲された鳥獣を確實に捕らえるために銃
14 器や刃物などを用いてとどめを刺すこと。地域によっては、「止め矢」ともいわれる。

15 入猟者承認制度

16 にゅうりょうしゃしょにんせいど

17 孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発
18 生している場合等、地域個体群の個体群管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が
19 必要な場合において、環境大臣又は都道府県知事が、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行う制度で、
20 適切な地域個体群の管理を行うためのもの。

21 認定鳥獣捕獲等事業者

22 にんていちょうじゅうほかくとうじぎょうしゃ

23 鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事により認定を受けた鳥獣の捕獲等をする事業者(法人)。

24 被害防止計画

25 ひがいぼうしけいかく

26 鳥獣被害防止特措法(別記)に基づいて、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、市町村が策定する鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画のこと。

27 フィードバック管理(順応的管理)

1 **ふいーどばっくかんり**

2 特定計画における未来予測の不確実性を考慮し、継続的なモニタリングと検証によつ
3 て、計画を随時見直し修正を行う管理手法のこと。野生生物の保護管理において対象
4 となる野生生物は、基本情報が不足する不確実系、絶えず変動する非定常系、境界が
5 はっきりしない解放系である。これらを考慮して、当初の予測がはずれる事態が起こ
6 ることを予め管理システムに組み込む必要がある。

7 **不嗜好性植物**

8 **ふしこうしょくぶつ**

9 動物に採食を忌避される植物のこと。シカ類の食害による問題では、環境がシカ類の
10 不嗜好性植物ばかりの植生に変化するという問題が生じている。不嗜好性植物の種類
11 は地域や環境の状態等により一定ではない。

12 **ブラウジングライン（グレイジングライン）**

13 **ぶらうじんぐらいん**

14 シカ類などの草食獣による採食により、シカ類が届く範囲の高さ以下の植生が消失し
15 たラインのこと。俗にディアラインともいう。

16 **プロセスモデル**

17 **ぶろせすもでる**

18 過程モデル、システムモデルとも呼ばれる。階層ベイズ法（ハーベストベースドモデ
19 ル）における理論的なモデル（例：ニホンジカの生息個体数の年変動を示すモデル）。
20 図3-10を参照のこと。

21 **糞塊法**

22 **ふんかいほう**

23 調査対象地域内に設定した調査地に落ちている糞塊をカウントすることで、個体数密
24 度を指標として推定する手法。1回の脱糞で排泄されたと判断される糞粒の集まりが1
25 粢塊として記録される。

26 **糞粒法**

27 **ふんりゅうほう**

28 調査対象地域内に設定した調査枠内に落ちているすべての糞粒をカウントすることで、
29 個体数密度を推定する手法。

30 **法定猟法**

31 **ほうていりょうほう**

32 鳥獣保護管理法によって定められた、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用する
33 ものを含む。））、網又はわなといった環境省令で定めるものを使用する猟法のこと。

34 **捕獲圧**

35 **ほかくあつ**

36 野生の生物を捕獲する際の捕獲作業努力の度合い。

- 1
- 2 **密度指標**
- 3 みつどしひょう
- 4 生息密度に比例すると考えられる指標のこと。
- 5 **モニタリング**
- 6 もにたりんぐ
- 7 継続的に調査や監視を行うこと。
- 8 **幼齢林**
- 9 ようれいりん
- 10 幼齢の樹木で占められる林分の区分。一般に生長の早い樹種で10~20年生、生長の遅い樹種で30年生以下の森林をさす。
- 11
- 12 **林床植生**
- 13 りんしょうしょくせい
- 14 下層植生。林床に生育する低木や草本のこと。
- 15
- 16 6) 引用文献
- 17 堀野眞一・三浦慎悟. 2002. シカ個体群シミュレーション. 五葉山のシカ調査報告書(1994
18 ~1997年度) (高槻成紀, 編), pp. 41-48. 岩手県環境生活部自然保護課,
19 盛岡.
- 20 環境省(2000) : 特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル(ニホンジカ編). 環境省, 36pp.
- 21 Nagata,J., R. Masuda and H. B. Tamate, S. Hamasaki, K. Ochiai, M. Asada, S.
22 Tatsuzawa, K. Suda, H. Tado, M. C. Yoshida. 1999. Two Genetically
23 Distinct Lineages of the Sika Deer, *Cervus nippon*, in Japanese Islands:
24 Comparison of Mitochondrial D-Loop Region Sequences. Mol. Phyl. Evol.,
25 13: 511-519.
- 26 高槻成紀. 1991. 草食獣の採食生態—シカを中心にして. (朝日稔・川道武男, 編: 日本
27 の哺乳類) pp. 117-144. 朝倉書店, 東京.
- 28
- 29

1 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編・平成27年度）

2 検討に関わった専門家一覧

3 (50音順)

4

氏名	所属等
梶 光一	東京農工大学農学部 教授
小泉 透	独立行政法人森林総合研究所野生動物領域 領域長
坂田 宏志	株式会社 野生鳥獣対策連携センター 取締役
濱崎 伸一郎	株式会社 野生動物保護管理事務所 代表取締役
山根 正伸	神奈川県自然環境保全センター 研究企画部長 兼 自然保護公園部長

5

6